

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成28年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)について

(諮問第3084号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	2 1
3	申請概要	2 2
4	審査結果	3 9

別添(大部のため省略)

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

平成28年7月21日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 辻 正 次 殿

接 続 委 員 会
主 査 相 田 仁

報 告 書

平成28年5月27日付け諮問第3084号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
 - 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当委員会の考え方）。
 - (1) NTT東日本・西日本に対し、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行等及び「コスト把握の精緻化」の取組について、平成28年度から平成31年度までの実施内容、実施に要した費用及び効果を毎年度総務省に報告することを要請すること（考え方2）。
 - (2) NTT東日本・西日本に対し、接続約款の変更案が認可された場合には、これに則り、「8収容」の原則※の遵守を要請すること（考え方7）。
- ※一の光配線区画で利用する一の主端末回線に、まずは8回線の分岐端末回線を収容し、その後、新たに9回線目の分岐端末回線を収容する必要性が生じた場合に、別の主端末回線に当該分岐端末回線を収容すること。
- (3) NTT東日本・西日本に対し、平成20年度の見直し方法を参照して平成27年度末実績に基づき光ファイバケーブルの経済的耐用年数を導出した上で、実態との大きな乖離が認められた場合には、耐用年数の見直しを行い、見直しの検討結果及びその理由について平成29年2月中に総務省に報告するとともに、公表することを要請すること（考え方8）。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方
(平成 28 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1 NTT 東日本・西日本の変更案に賛同。ただし、光ファイバの需要の増加が鈍化していること等を考慮すると、加入光ファイバの接続料の算定には実績原価方式を採用すべき。引き続き将来原価方式を採用し、調整額により平成 31 年度の主端末回線の接続料が 2,000 円程度の水準を上回ることとなる場合でも、乖離額調整は実施されるべき。</p>	<p>再意見 1</p>	<p>考え方 1</p>	
<p>○ 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申にも示されたとおり、NTT 東西殿の加入光ファイバの接続料が急激に低廉化する場合には、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれがあり、自らリスクを取って設備投資を行っている電力系事業者やCATV事業者といった「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要です。このため、光ファイバ接続料の算定にあたっては、設備に係る実際のコストを適正に反映することが重要です。</p> <p>NTT 東西殿の一部改正案は、主端末回線と分岐端末回線間での故障修理等のコスト把握の精緻化、将来原価方式で算定した接続料と実績との乖離を補償する乖離額調整、適正な光ファイバの耐用年数の検討といった、加入光ファイバに係る実際のコストを適正に接続料へ反映するための検討を経たものであり、これに賛同します。</p>	<p>○ ケイ・オプティコム殿のご指摘のとおり、当社としても、接続料は原則として実績原価方式を用いて算定すべきと考えていますが、加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれる機能であること及び情報通信審議会答申の考え方を踏まえ、今回の接続料の算定に当たっては、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間について、年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いています。</p> <p>また、将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者の営業戦略等により変化するため、構造上、予測との乖離が不可避であること、特に IP ブロードバンド通信市場は技術の変化や市場・競争環境の変化が激しく、複数年度の算定期間の中で予測と実績が大きく乖離する可能性があること、また、接続料は設備を利用する事業者が当年度の原価を応</p>	<p>(将来原価方式について)</p> <p>○ NTT 東日本・西日本は、「加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれる機能であること」から将来原価方式を用いたと説明している。</p> <p>○ フレッツ光については、直近の純増数は鈍化しているものの、依然として増加傾向にあり、光サービス卸の卸契約数の増加が今後期待され、また、<u>ダークファイバ</u>についても、<u>Wi-Fi</u>や<u>LTE</u>の需要に加えて、<u>4G</u>の普及拡大等も見据え、今後も相当の需要の増加が見込まれる機能であることから、これを接続料の算定に適切に反映させるため、<u>将来原価方式で算定していることは適当</u>である。</p> <p>(乖離額調整について)</p> <p>○ 現行の第一種指定電気通信設備接続料規則(以下「接続料規則」という。)上、将来原価方式における乖離額は 0 と規定(第 12 条の</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>しかし、将来原価方式は相当の需要増加が見込まれるサービスに適した方式であり、近年の光ファイバ需要の増加が鈍化していることや光サービス卸の開始による需要の増加も限定的であることを考慮すると、実績原価方式を採用すべきであると考えます。制度の継続性等の観点から将来原価方式を継続して採用するのであれば、乖離額調整は設備に係る実際のコストを接続料に適正に反映するために必要不可欠な制度です。このため、仮に乖離額調整により平成31年度の主端末回線の接続料が2千円程度の水準を上回ることとなる場合でも、それが実際のコストを適正に反映しているのであれば乖離額調整は実施されるべきであり、恣意的な措置により接続料を低廉化させるべきではないと考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>分に負担することが原則であることから、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>2第1項)されており、乖離額調整制度は認められていない。</p> <p>これは、将来原価方式においては、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており(第14条第2項ただし書)、申請者が自らの経営情報、経営判断等に基づき接続料原価を算定し、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合には予測を行った申請者が自ら責任を負うべきものである等の考え方に基づくものである。</p> <p>○ NTT東日本・西日本は、今回の接続料算定に当たり、自社利用芯線数についてはフレッツ光の契約純増数が年々減少する中、一定程度の積極的な需要の見積もりを行っており、他事業者利用芯線数についても過去3年間の純増数の平均値が継続するものとして需要を見込み、これまでの実績値を用いて合理的に予測できる範囲において、自社、他社ともに積極的な需要増加を見込むことで接続料の低廉化を図っている。</p> <p>○ 一方で、本件申請接続料の算定期間においては、<u>予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性もあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東日本・西日本にのみ負担させることは適当でない</u>ため、<u>乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることは不適当とは言えない</u>。</p> <p>○ なお、<u>乖離額調整を特例的に認める場合、NTT東日本・西日本は、接続事業者に対して、接続料の算定方法において用いられた前提条件の一層の透明化が求められる</u>。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見2 平成31年度2,000円程度の接続料水準を達成するためにNTT東日本・西日本が行うとした施策に起因する調整額は、接続料原価への算入を認めるべきではない。また、NTT東日本・西日本の企業努力による更なる効率化・費用削減等といった取組について、実施内容等を毎年度総務省に報告し、総務省において、認可申請時の内容との相違等を確認すべき。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>	
<p>○ 本来、将来原価方式については、接続料規則において調整額は0と規定されており、現行制度上、乖離額調整については認められておりません。ただし、過去においては、政策的要請等を踏まえ、自社・他社ともに積極的な需要見積もりが行われたこともあり、予測と実績が乖離した場合の乖離額をNTT東・西のみに負担させることは適当ではない等の考え方から、同令第3条ただし書の規定に基づく許可により、現在の接続料算定期間において発生した乖離額については、特例的に事後の接続料において乖離額調整が認められております。</p> <p>しかしながら、今回の認可申請においては、NTT東・西が平成31年度には主端末回線接続料が2,000円程度になると表明して昨年度の答申に至った経緯を鑑み、NTT東・西自身が表明した接続料の低廉化の取組みを確実に実施するよう促し、接続料の低廉化を確固たるものにする必要があります。</p> <p>したがって、今回認可申請された接続料水準について実効性を確保し、また、NTT東・西のコスト削減インセンティブを継続的に確保する観点から、一芯当たりの実績費用が予測費用を上回った場合は、その要因を分析した</p>	<p>○ KDDI殿がご指摘のコスト削減インセンティブの観点については、そもそもコストの削減・効率化は当社が経営上当然行っていくものであり、接続料の低廉化を目的としたものではありませんが、その結果は接続料にも反映され、当社の利用部門もその影響を受けるものです。したがって、乖離額調整の有無に関わらず、コスト削減インセンティブは十分働く仕組みとなっており、当社は引き続き効率的な事業運営を行っていく考えです。（NTT東日本・西日本）</p> <p>○ 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申にも示されたとおり、NTT東西殿の加入光ファイバの接続料が急激に低廉化する場合には、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれがあり、自らリスクを取って設備投資を行っている電力系事業者やCATV事業者といった「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要です。このため、光ファイバ接続料の算定にあたっては、設備に係る実際のコストを適正に反映することが重要です。</p>	<p>○ 調整額を接続料原価に算入するべきではないとの御意見については、考え方1と同じ。</p> <p>○ NTT東日本・西日本は、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行等及び「コスト把握の精緻化」の取組について、平成28年度から平成31年度までの実施内容、実施に要した費用及び効果を毎年度総務省に報告し、総務省において確認を行うことが適当である。（要請）</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>上で、例えば、NTT 東・西の企業努力による更なる効率化・費用削減等、NTT 東・西が平成 31 年度 2,000 円程度の接続料水準を達成するために実行すると公言した NTT 東・西起因の施策において乖離額が発生した分については、事後に接続料への算入を認めるべきではありません。</p> <p>また、NTT 東・西の企業努力による更なる効率化・費用削減等といった取組みについて、確実な実施を促すため、実施内容やその効果・実績について毎年度総務省に報告し、総務省において、認可申請時の内容と大きく異なっていないか等について確認することが必要だと考えます。 (KDDI)</p>	<p>将来原価方式は相当の需要増加が見込まれるサービスに適した方式であり、近年の光ファイバ需要の増加が鈍化していることや光サービス卸の開始による需要の増加も限定的であることを考慮すると、NTT東西殿の加入光ファイバの接続料については実績原価方式を採用すべきと考えます。当該接続料に対し、制度の継続性等の観点から将来原価方式を継続して採用するのであれば、将来原価方式で算定した接続料が実績と乖離した場合にその乖離を補償する乖離額調整は、設備に係る実際のコストを接続料に適正に反映するために必要不可欠な制度であると考えます。</p> <p>このため、仮に乖離額調整により平成 31 年度の主端末回線の接続料が 2 千円程度の水準を上回ることとなる場合でも、それが実際のコストを適正に反映しているのであれば乖離額調整は実施されるべきであり、恣意的な措置により接続料を低廉化させるべきではないと考えます。 (ケイ・オプティコム)</p> <p>○ KDDI 株式会社(以下、「KDDI」といいます。)殿の意見に賛同します。</p> <p>将来原価方式においては、乖離額調整は恒常的に認められる制度ではなく、あくまで特例的な措置です。過去の申請においては、政策的な要請に基づき需要等において積極的な見積もりを実施した結果、乖離額調整が認められていますが、今回の申請においてはそのような政策的な要請はありません。このままでは今後、乖離額調整の実施が既成事実化し、調整額を 0 と規定している接続料規則が形骸化される恐れもあることから、乖離額調</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>整を認める基準等について再考頂きたいと考えます。 (ソフトバンク)</p>		
<p>意見3 償却方法の定額法への移行等の個別影響を考慮した後の費用明細表や固定資産明細表等についても開示すべき。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>	
<p>○ 今回、網使用料算定根拠資料の固定資産明細表・費用明細表等の詳細項目については、償却方法の定額法への移行等の個別影響考慮前の算定数値しか開示されておらず、個別影響の影響額については、外数で算定されたうえで、その結果が接続料水準に算入されております。</p> <p>そのため、個別影響の算定内容については接続事業者から見てブラックボックスとなっており、今回の認可申請における想定費用と実績費用でどのような差異が生じたのか等について検証することができない一方で、予測と実績の乖離が発生した場合に事後的に乖離額調整を行うべく、NTT 東・西は、接続料規則第3条ただし書の規定に基づく許可を求める申請を行っております。</p> <p>仮に、今回の接続料算定期間においても、特例的に事後の乖離額調整が認められるのであれば、少なくとも、そのような個別影響の影響額についても、算定内容の透明化が図られるべきであり、固定資産明細表・費用明細表等について、個別影響考慮前の算定数値のみならず、個別影響考慮後の算定数値についても接続事業者の開示すべきと考えます。 (KDDI)</p> <p>○ 東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日</p>	<p>○ 個別の施策に係る効果額や影響額については、当社の事業運営ノウハウや財務戦略に係る経営情報そのものであり、これまでの接続料の認可申請においても基本的に開示していませんが、今回の加入光ファイバ接続料の認可申請においては、情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年9月14日、以下「情報通信審議会答申」）を受けた総務省からの措置要請を踏まえて、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行及び「コスト把握の精緻化」の3つの取組について、年度別の影響額を例外的に開示しています。</p> <p>加えて、各取組の影響額の費用科目毎の内訳についても、料金算定に必要な範囲内で、租税公課、減価償却費、固定資産除却損の年度別の影響額を開示しています。</p> <p>以上のように、今回の加入光ファイバの認可申請においては、当社の経営情報も含めて、最大限の情報開示をしているところですが、これ以上の内訳を開示した場合、定額法への移行による将来にわたる利益への影響や、後年度費用軽減施策の対象設備・実施規模・実施時期・費目等から施策の詳細な内容が類推可能になるなど、当社の事業運営ノウハウや財務戦略に係る経営情報がより詳細に</p>	<p>○ NTT 東日本・西日本は光信号端末回線伝送機能について、平成27年度及び平成28年度から平成31年度までの調整額を、翌々年度以降の接続料原価に算入するため、接続料規則第3条ただし書の規定に基づく許可申請が併せて行われている。</p> <p>○ 当該許可が行われる場合、<u>NTT 東日本・西日本は、接続料の算定方法において用いられた前提条件の透明化を図るため、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行等及び「コスト把握の精緻化」の取組による影響考慮後の平成27年度から平成31年度の費用明細や固定資産明細の見通しであって接続料原価の算定に用いたもの（以下「費用・資産明細見通し」という。）を接続事業者に対して開示することが適当である。</u></p> <p>○ 総務省においては、<u>NTT 東日本・西日本が費用・資産明細見通しを接続事業者に開示することを接続料規則第3条ただし書の規定に基づく許可の条件とするとのことであり、NTT 東日本・西日本においては、これによる対応を行う必要がある。</u></p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>本殿」といいます。)、西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)の加入光ファイバ主端末回線に係る接続料は、平成31年度でNTT 東日本殿:2,036円、NTT 西日本殿:2,044円となっておりますが、その主たる要因として減価償却方法の定率法から定額法への変更、コスト把握の精緻化及び後年度費用の軽減施策によるものと理解しています。</p> <p>しかし、網使用料算定根拠等の開示資料ではその影響の全体額が開示されるに留まり、接続事業者において検証ができず、予見性も確保できないため、事業者が負担すべき金額のもととなる各施策の影響考慮後の費用明細表や固定資産明細表を情報開示頂くことに加え、各施策におけるこれらの明細表への年度毎影響額を開示すべきです。(ソフトバンク)</p> <p>○ 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成27年9月14日情報通信審議会答申)の答申で示された「新たな需要創出を前提とした大胆な推計では2019(平成31)年度には主端末回線接続料は2,000円程度になる見込み」というNTT 東西殿の考え方を踏まえ、平成28年度から平成31年度までの4年間の接続料が算定された結果、平成31年度ではNTT 東日本殿:2,036円、NTT 西日本殿:2,044円と2,000円程度の接続料水準となりましたが、各年度の接続料水準の妥当性を検証する必要があると考えます。</p> <p>この度の申請では、接続料の低廉化措置として以下の取り組みが実施されますが、それぞれ</p>	<p>わたって明らかになることから、開示することはできません。</p> <p>なお、総務省に対しては、当社の経営情報も含めて、接続料の妥当性の検証に必要な情報を提出しており、十分な検証を受けているものと考えています。(NTT 東日本・西日本)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、今回、網使用料算定根拠資料の固定資産明細表・費用明細表等の詳細項目については、償却方法の定額法への移行等の個別影響考慮前の算定数値しか開示されておらず、個別影響の影響額については、外数で算定されたうえで、その結果が接続料水準に算入されております。そのため、接続事業者では、個別影響の算定内容について、想定費用と実績費用でどのような差異が生じたのか検証することができず、予見性も確保できません。個別影響の影響額についても、算定内容の透明化が図られるべきであり、固定資産明細表・費用明細表等について、個別影響考慮前の算定数値のみならず、個別影響考慮後の算定数値についても接続事業者が開示すべきと考えます。(KDDI)</p> <p>○ KDDI殿とDSL協議会殿の意見に賛同します。</p> <p>KDDI殿が述べられている通り、個別影響の算定内容については接続事業者からはブラックボックスになっており、事業者による検証にも限界があるため、恣意性が働いている可能性を完全に排除できているとは言い切れない状況です。したがってこれらの個別影</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>の措置が各年度において費用明細や固定資産明細に与える影響額について開示すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業努力による更なる効率化・費用削減 ・償却方法の定額法への移行及び後年度費用の軽減施策 ・「コスト把握の精緻化」 <p>(DSL事業者協議会)</p>	<p>響の算定内容、及び個別影響を踏まえた固定資産明細表及び費用明細表等について、接続料算定の透明性の観点から開示すべきです。(ソフトバンク)</p>		
<p>意見4 「コスト把握の精緻化」を行うためのサンプル調査について、総務省が内容を精査して確認を行うとともに、NTT東日本・西日本においては、具体的な内容・詳細結果について、可能な限り情報を開示することが必要。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>	
<p>○ 「コスト把握の精緻化」は、主端末回線と分岐端末回線の間で電柱、故障修理等のコスト把握について精緻化を行うもので、結果として、従来の算定と比べて、主端末回線は値下げ、分岐端末回線は値上げという形で接続料が算定されるため、シェアドアクセス方式の接続事業者、とりわけ高収容数の接続事業者に、接続料の負担増という形で大きな影響を及ぼします。</p> <p>一方で、「コスト把握の精緻化」を行うためのコストドライバーについては、サンプル調査によって実績の把握が行われているため、このサンプル調査に偏りが発生していないのか、実態に即した算定になっているのか等について、総務省が内容を精査して問題がないことを確認するとともに、サンプル調査の具体的な内容・詳細結果について、一部については当社からの要望に応じて個別にNTT東・西から情報開示いただいておりますが、</p>	<p>○ 電柱調査及び故障修理調査の実施にあたっては、都市部と地方部のバランスや、加入規模等を考慮して、偏りが生じないように調査対象の県域・ビルを選定しております。</p> <p>また、接続事業者からの情報開示の要望に対しては、当社の事業運営のノウハウに係る経営情報等を除き、可能な限り情報開示に努めています。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 「コスト把握の精緻化」を行うためのサンプル調査の結果については、NTT東日本・西日本から総務省に提出されており、<u>実態把握の上で、現時点で不相当とまでは言えないと総務省から報告を受けている</u>（概要は別添のとおり。）。</p> <p>○ NTT東日本・西日本においては、算定方法の透明化を図る観点から、可能な限り算定に要する情報を開示することが適当である。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無																																																																				
<p>接続事業者へ可能な限り情報を開示し、算定方法の透明化を図ることが必要です。 (KDDI)</p>																																																																							
<p>意見5 平成 28 年度接続料は、乖離額調整の影響により、主端末回線及び分岐端末回線の接続料のトータルで考えると、収容数が高くなるほど大幅な値上げになっていることを認識すべき。</p>	再意見5	考え方5																																																																					
<p>○ 今回、シェアアクセス方式の主端末回線接続料は、乖離額調整の平準化（平成 27 年度乖離額調整見込を平成 29 年度及び平成 30 年度接続料に按分）等の措置を含めて、平成 28 年度の 2,675 円から平成 31 年度の 2,036 円（平成 27 年度 2,929 円。NTT 東、保守区分タイプ 1-2 の場合）へなだらかに低廉化する水準で認可申請が行われております。</p> <p>しかしながら、直近の平成 28 年度接続料を見ると、乖離額調整の影響を大きく受けて、主端末回線接続料及び分岐端末回線接続料のトータルで考えると、平均収容数が、NTT 東で 1.95 以上、NTT 西で 1.56 以上の場合は、収容数が高くなるほど大幅な値上げになっているという事実をしっかりと認識すべきです。</p> <table border="1" data-bbox="174 1109 748 1222"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">NTT 東</th> <th colspan="3">NTT 西</th> </tr> <tr> <th>H27 年度 接続料</th> <th>H28 年度 接続料</th> <th>差</th> <th>H27 年度 接続料</th> <th>H28 年度 接続料</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主端末回線 ()内は乖離額調整分</td> <td>2,929 円</td> <td>2,675 円 (+286 円)</td> <td>▲254 円</td> <td>2,947 円</td> <td>2,679 円 (+324 円)</td> <td>▲268 円</td> </tr> <tr> <td>分岐端末回線</td> <td>275 円</td> <td>405 円</td> <td>+130 円</td> <td>312 円</td> <td>484 円</td> <td>+172 円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="174 1278 748 1414"> <thead> <tr> <th rowspan="2">(1 回線あたり接続料)</th> <th colspan="3">NTT 東</th> <th colspan="3">NTT 西</th> </tr> <tr> <th>H27 年度 接続料</th> <th>H28 年度 接続料</th> <th>差</th> <th>H27 年度 接続料</th> <th>H28 年度 接続料</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均収容数 1</td> <td>3,204 円</td> <td>3,080 円</td> <td>▲124 円</td> <td>3,259 円</td> <td>3,163 円</td> <td>▲96 円</td> </tr> <tr> <td>平均収容数 2</td> <td>1,740 円</td> <td>1,743 円</td> <td>+3 円</td> <td>1,786 円</td> <td>1,824 円</td> <td>+38 円</td> </tr> <tr> <td>平均収容数 3</td> <td>1,251 円</td> <td>1,297 円</td> <td>+45 円</td> <td>1,294 円</td> <td>1,377 円</td> <td>+83 円</td> </tr> <tr> <td>平均収容数 4</td> <td>1,007 円</td> <td>1,074 円</td> <td>+67 円</td> <td>1,049 円</td> <td>1,154 円</td> <td>+105 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(KDDI)</p>		NTT 東			NTT 西			H27 年度 接続料	H28 年度 接続料	差	H27 年度 接続料	H28 年度 接続料	差	主端末回線 ()内は乖離額調整分	2,929 円	2,675 円 (+286 円)	▲254 円	2,947 円	2,679 円 (+324 円)	▲268 円	分岐端末回線	275 円	405 円	+130 円	312 円	484 円	+172 円	(1 回線あたり接続料)	NTT 東			NTT 西			H27 年度 接続料	H28 年度 接続料	差	H27 年度 接続料	H28 年度 接続料	差	平均収容数 1	3,204 円	3,080 円	▲124 円	3,259 円	3,163 円	▲96 円	平均収容数 2	1,740 円	1,743 円	+3 円	1,786 円	1,824 円	+38 円	平均収容数 3	1,251 円	1,297 円	+45 円	1,294 円	1,377 円	+83 円	平均収容数 4	1,007 円	1,074 円	+67 円	1,049 円	1,154 円	+105 円	<p>○ 今回の加入光ファイバ接続料の算定においては、情報通信審議会答申の考え方を踏まえ、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の見直し及び「コスト把握の精緻化」に係る取組の影響を個別に織り込んで、適切に算定しています。 (NTT 東日本・西日本)</p>	<p>○ 平均収容数によっては主端末回線と分岐端末回線の接続料の合計値が上昇する場合もあるが、これは、情報通信審議会答申を踏まえた「<u>コスト把握の精緻化</u>」の結果によるものであり、やむを得ないものと考えられる。</p> <p>○ なお、接続料原価への調整額の算入についての御意見については、考え方 1 と同じである。</p>	無
		NTT 東			NTT 西																																																																		
	H27 年度 接続料	H28 年度 接続料	差	H27 年度 接続料	H28 年度 接続料	差																																																																	
主端末回線 ()内は乖離額調整分	2,929 円	2,675 円 (+286 円)	▲254 円	2,947 円	2,679 円 (+324 円)	▲268 円																																																																	
分岐端末回線	275 円	405 円	+130 円	312 円	484 円	+172 円																																																																	
(1 回線あたり接続料)	NTT 東			NTT 西																																																																			
	H27 年度 接続料	H28 年度 接続料	差	H27 年度 接続料	H28 年度 接続料	差																																																																	
平均収容数 1	3,204 円	3,080 円	▲124 円	3,259 円	3,163 円	▲96 円																																																																	
平均収容数 2	1,740 円	1,743 円	+3 円	1,786 円	1,824 円	+38 円																																																																	
平均収容数 3	1,251 円	1,297 円	+45 円	1,294 円	1,377 円	+83 円																																																																	
平均収容数 4	1,007 円	1,074 円	+67 円	1,049 円	1,154 円	+105 円																																																																	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見6 自己資本利益率は、「期待自己資本利益率の過去三年間の平均値」又は「他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率」のいずれか低い方を上限とした合理的な値と規定されていることから、必ずしも上限値を採用する必要性はないものと考えられること等から、自己資本利益率を合理的な範囲で引き下げる等の検討を行うことが必要。また、自己資本比率が高い水準であるため、NTT東日本・西日本の値を採用するのではなく、主要企業の平均値等の採用を検討することが必要。</p>	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>	
<p>○ 接続料の算定に当たっては、電気通信事業法において「能率的な経営の下における原価に照らし公正妥当なものであること」（第三十三条第4項第二号）が規定されておりますが、NTT東西殿の光ファイバケーブルの芯線利用率が40%程度という低い稼働状況はNTT東西殿の過剰投資の結果であり、決して能率的な経営が行われているとは言えない状況と考えます。</p> <p>また、報酬を算定する際に使用する主要企業の自己資本利益率は、「能率的な経営の下における原価に照らし公正妥当な」レートベースに掛け合わせることを前提に採用されていると認識しており、現状の過剰投資による高水準なレートベースに掛け合わせる数値として主要企業の自己資本利益率を採用することは合理的ではないと考えます。</p> <p>自己資本利益率は、接続料規則上、「『期待自己資本利益（＝リスクの低い金融商品の平均金利＋β×（他産業における主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利））の過去三年間の平均値』また</p>	<p>○ 自己資本費用を含む報酬については、接続料規則に則り、適切に算定しています。</p> <p>また、投資の効率化は当社が経営上当然行っていくものであり、接続料の低廉化を目的としたものではありませんが、その結果は接続料にも反映され、当社の利用部門もその影響を受けることから、投資削減インセンティブは十分働く仕組みとなっており、当社は引き続き効率的な投資に努めていく考えです。</p> <p>なお、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会（第23回）（平成27年3月18日）における関係事業者ヒアリングにおいて当社がご説明したとおり、主端末回線を収容する光ケーブルの未利用芯線は、故障発生時には不良となった芯線を新しい芯線に切り替えて即応する必要があること、新たな芯線の需要の発生都度、繰り返し新たにケーブルを敷設することは不経済であること等の理由からあらかじめ用意しているものであり、当社や接続事業者が、円滑なサービス提供を行っていく上で将来使用する見込みの芯線であることから、常に必要なものであ</p>	<p>○ 自己資本利益率の算定に当たっては、接続料規則第12条第3項において、「CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率※の過去3年間の平均値」又は「主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率」のいずれか低い方を上限とした合理的な値とすることとされており、本申請における接続料算定においてもこれに基づいて算定されており、妥当である。</p> <p>○ <u>NTT東日本・西日本においては、接続料原価の一層の低廉化のためにも、費用及び資産が過剰となることがないように、一層の合理的経営に向けた努力が重要である。</u></p> <p>※ CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋β×（他産業における主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無																																				
<p>は『他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率』のいずれか低い方を上限とした合理的な値」（第十二条第3項）と規定されているため、必ずしも上限値を採用する必要性はなく、加えて上記の通り能率的な経営が行われているとは言えない現状を踏まえると、自己資本利益率を合理的な範囲で引き下げる等の検討を行う必要があるものと考えます。</p> <p>また、自己資本比率は特に NTT 東日本殿で上昇が続いており平成 26 年度ベースで 75%と高い水準になっておりますが、高い報酬額を接続事業者が負担する一因となっており、これを是正するため主要企業の自己資本比率等を採用することも併せてご検討頂きたいと思っております。</p> <p>【参考】NTT 東日本殿におけるレートベース推移と接続料原価に占める報酬の割合</p> <table border="1" data-bbox="181 868 734 1015"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 年度予測</th> <th>平成 29 年度予測</th> <th>平成 30 年度予測</th> <th>平成 31 年度予測</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レートベース (百万円)</td> <td>785,546</td> <td>791,676</td> <td>794,879</td> <td>794,222</td> </tr> <tr> <td>報酬が接続料原 価に占める割合</td> <td>37%</td> <td>39%</td> <td>40%</td> <td>45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ソフトバンク)</p>		平成 28 年度予測	平成 29 年度予測	平成 30 年度予測	平成 31 年度予測	レートベース (百万円)	785,546	791,676	794,879	794,222	報酬が接続料原 価に占める割合	37%	39%	40%	45%	<p>り、それらの未利用芯線も含めて効率的な事業運営を行っています。また、芯線使用率は、本件に係る申請概要に記載のあるとおり、以下のとおりとなっております。</p> <p><予測期間における利用芯線の割合 ※></p> <table border="1" data-bbox="775 445 1319 604"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度 未実績</th> <th>27年度 未見込</th> <th>28年度 未見込</th> <th>29年度 未見込</th> <th>30年度 未見込</th> <th>31年度 未見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT 東日本</td> <td>55.8%</td> <td>56.8%</td> <td>57.9%</td> <td>59.0%</td> <td>60.0%</td> <td>61.1%</td> </tr> <tr> <td>NTT 西日本</td> <td>55.3%</td> <td>56.1%</td> <td>56.4%</td> <td>56.4%</td> <td>57.1%</td> <td>57.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※NTTビルからの局出し区間におけるもの。保守用芯線も利用芯線として計算。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 光ファイバケーブルの空芯線は、新規ユーザーへのサービス提供開始の迅速化や、道路工事等による電柱・光ケーブル移設工事や大規模災害発生時に迂回ルートを構築するために日々活用されているものであり、設備設置事業者が迅速・柔軟かつ高品質なサービスを提供・維持するために不可欠な資産です。</p> <p>また、光ファイバケーブルの設備コストそれ自体よりも空芯不足により追い張りが発生した場合の工事費の方が高額であることから、能率的な経営を目指す設備設置事業者は芯線利用率の向上のみを目指すのではなく工事費を含めた設備構築・運用コスト全体の抑制を目指して設備を構築することになります。設備設置事業者である当社からみても NTT 東西殿の芯線利用率は低い水準ではないことから、NTT 東西殿が過剰投資を行っているとは言えません。</p>		26年度 未実績	27年度 未見込	28年度 未見込	29年度 未見込	30年度 未見込	31年度 未見込	NTT 東日本	55.8%	56.8%	57.9%	59.0%	60.0%	61.1%	NTT 西日本	55.3%	56.1%	56.4%	56.4%	57.1%	57.8%		
	平成 28 年度予測	平成 29 年度予測	平成 30 年度予測	平成 31 年度予測																																			
レートベース (百万円)	785,546	791,676	794,879	794,222																																			
報酬が接続料原 価に占める割合	37%	39%	40%	45%																																			
	26年度 未実績	27年度 未見込	28年度 未見込	29年度 未見込	30年度 未見込	31年度 未見込																																	
NTT 東日本	55.8%	56.8%	57.9%	59.0%	60.0%	61.1%																																	
NTT 西日本	55.3%	56.1%	56.4%	56.4%	57.1%	57.8%																																	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>NTT 東西殿が過剰投資を行い能率的な経営を行っていないと言える根拠は無いことから、自己資本利益率を引き下げる検討を行なう必要は無いものと考えます。 (ケイ・オプティコム)</p> <p>○ ソフトバンク株式会社殿の意見に賛同いたします。 NTT 東西殿の光ファイバケーブルの芯線利用率が40%程度という低い稼働状況は、決して能率的な経営が行われているとは言えない状況です。また、自己資本利益率に関して、接続料規則上、必ずしも上限値を適用する必要はないことから、自己資本利益率を合理的な範囲で引き下げる等の検討を行う必要があると考えます。 (DSL事業者協議会)</p>		
<p>意見7 NTT東日本・西日本においては、「8 收容」の原則が適切に適用されないケースが発生しないよう、運用の徹底に努めることが必要。</p>	<p>再意見7</p>	<p>考え方7</p>	
<p>○ シェアドアクセス方式では、1 ユーザ当たりの接続料負担を引き下げるためには、1 主端末回線当たりのユーザ收容数の向上が必要であり、そのためには、1 光配線区画あたりの世帯数の適正化及び1 光配線区画における局外スプリッタの適正設置（「8 收容の原則」の徹底）が重要な要素となります。 今回、8 收容の原則及び当該原則が適切に適用されなかった場合の対処が接続約款に規定されますが、NTT 東・西においては、当該原則が適切に適用されなければ接続約款の規定に基づき対応すればよいということではな</p>	<p>○ 当社としては、8 收容の原則に則り、今後も適正な運用に努めていく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 「8 收容」の原則については、情報通信審議会答申を踏まえた総務省からの要請を受け、今般、NTT東日本・西日本が「8 收容」の原則及び「8 收容」の原則が適切に適用されなかった場合の対処を接続約款に明文化した上で変更の認可申請を行ったものである。 NTT東日本・西日本においては、接続約款の変更認可がなされた場合には、これに則り、「8 收容」の原則※を遵守することが適当である。(要請)</p> <p>※ 一の光配線区画で利用する一の主端末回線</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>く、当該原則が適切に適用されないケースが発生しないよう、運用の徹底に努めることが必要です。 (KDDI)</p>		<p>に、まずは8回線の分岐端末回線を收容し、その後、新たに9回線目の分岐端末回線を收容する必要が生じた場合に、別の主端末回線に当該分岐端末回線を收容すること。</p>	
<p>意見8 光ファイバケーブルの耐用年数の見直しを検討すべき。</p>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>	
<p>○ 光ファイバケーブルについて、現行の経済的耐用年数（架空15年、地下21年）の見直しを検討した結果、総務省殿の判断として、「直ちに経済的耐用年数を見直すことが必要とまでは言えない」との考えが示されておりますが、NTT東西殿が最新の実績データに基づき、推計を行った確率分布関数による推計値の平均は、架空18.7年、地下25.6年と延びた結果となっております。</p> <p>また、「長期増分費用モデル研究会」においては、「架空17.6年、地下23.7年とすることが適当」（平成27年1月同研究会報告書）との考えから、平成28年度以降の接続料算定モデルの耐用年数の見直しを実施していることを鑑み、平成28年度以降の加入光ファイバ接続料の耐用年数は、新たに推計した結果を踏まえ、耐用年数「架空18.7年、地下25.6年」に見直すべきと考えます。 (DSL事業者協議会)</p> <p>○ NTT東西殿は加入光ファイバの接続料算定におきまして、光ファイバケーブルの耐用年数（現行：架空ケーブル15年、地下ケーブル21年）について検討した結果として、耐用年数を見直すことが必要とまでは言えないとの判断をされましたが、NTT東西殿が7つの確率分布関数から推計した結果は架空ケーブル13～20</p>	<p>○ 光ファイバケーブルの耐用年数の見直しについては、固定資産データを用いた撤去法等による推計のみならず、日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会実務指針（※）に基づき、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点からも検討を行い、以下のような検討結果を勘案して、現行の経済的耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないと判断したものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質・構造・用途・使用上の環境については、平成20年度以降、材質・構造・用途・使用上の環境において特段の変更がないことから、見直しが必要な状況には至っていない。 ・「技術の革新」については、平成20年度以降、一部信頼性向上に係る技術開発はあるものの、導入が限定的であること、導入後の期間が短いことから、現時点では耐用年数に与える影響はほとんどないことから、見直しが必要な状況には至っていない。 ・「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」については、平成20年度以降、FTTHサービスを代替しうるサービスの利用が拡大しているものの、FTTH 	<p>○ 現行の経済的耐用年数（架空15年、地下21年）は、平成20年度にNTT東日本・西日本が行った、撤去法による複数の確率分布関数の推計値の平均値（架空15.3年、地下21.4年）を根拠に定めており、<u>今後実態との大きな乖離が認められた場合には見直しを行うことが適当</u>である。</p> <p>○ そのため、NTT東日本・西日本においては、<u>平成20年度の見直し方法を参照して平成27年度末実績に基づき経済的耐用年数を導出した上で、実態との大きな乖離が認められた場合には、耐用年数の見直しを行い、見直しの検討結果及びその理由について平成29年2月中に総務省に報告するとともに、公表することが適当</u>である。（要請）</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>年、地下ケーブル 19～32 年であり、この結果は「加入者光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(平成 27 年 9 月)において示された「光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成 28 年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いる方向で検討することが適当」との見解で示された数値を否定するものではなく、今回見直しを行わなかった合理的な理由が明確ではありません。</p> <p>つきましては、光ファイバケーブルの耐用年数の見直しを引き続き検討すべきと考えます。(ソフトバンク)</p> <p>○ 光ファイバケーブルの耐用年数見直しについては、昨年度の答申において、「NTT 東西においては、原則として、光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成 28 年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、『経済的耐用年数』と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いる方向で検討することが適当である。ただし、上記によらない合理的な理由がある場合には、具体的な根拠（推計結果等）を明確にしつつ、総務省にその理由を報告するとともに、NTT 東西自らが公表することが適当である。」といった考え方が示されました。</p> <p>今回の認可申請においては、当該答申に沿って、NTT 東・西が検討した結果を公表し、当該検討結果を踏まえた総務省の判断として、直ちに経済的耐用年数の見直しが必要とまでは言えないとの考え方が示されましたが、NTT</p>	<p>サービスの需要も純増を続けており、陳腐化の危険の程度に変化が生じているとは認められないことから、見直しが必要な状況には至っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産データを用いて 7 つの確率分布関数により算出した耐用年数の推計結果は、架空ケーブルが長いもので 20 年、短いもので 13 年、地下ケーブルが長いもので 32 年、短いもので 19 年であり、現行の経済的耐用年数はその範囲内に収まっていることから、必ずしも見直しが必要な状況には至っていない。 <p>なお、今後、環境や使用実態等の変化により正確な財務諸表を作成する上で耐用年数の見直しが必要と判断した場合には、適時適切に見直しを行う考えです。</p> <p>(※) 監査・保証実務委員会実務指針第 81 号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」(平成 24 年 2 月 14 日)</p> <p>3. 耐用年数の決定とその変更 ～中略～</p> <p>12. 耐用年数は、「資産」の単なる物理的使用可能期間ではなく、経済的使用可能予測期間に見合ったものでなければならない。</p> <p>13. 耐用年数は、対象となる「資産」の材質・構造・用途等のほか、使用上の環境、技術の革新、経済事情の変化による陳腐化の危険の程度、その他当該企業の特殊的条件も考慮して、各企業が自己の「資産」につき、経済的使用可能予測期間を見積もって自主的に決定すべきであ</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>東・西の検討結果においても言及されているとおり、今後、実態との乖離が認められた場合は速やかに見直しを行うべきと考えます。 (KDDI)</p>	<p>る。同一条件（種類・材質・構造・用途・環境等が同一であること）の「資産」について異なる耐用年数の適用は認められない。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、昨年度の答申を踏まえた検討の結果、今回の認可申請においては、当該答申に沿って、NTT 東・西が検討した結果を公表し、当該検討結果を踏まえた総務省の判断として、直ちに経済的耐用年数の見直しが必要とまでは言えないとの考え方が示されましたが、NTT 東・西の検討結果においても言及されているとおり、今後、実態との乖離が認められた場合は速やかに見直しを行うべきと考えます。 (KDDI)</p> <p>○ 光ファイバケーブルの耐用年数を直ちに見直すことが必要ではないと総務省殿が判断された根拠は以下の通りであり、適切な判断であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の経済的耐用年数が、NTT東西が推計した7つの確率分布関数の範囲内に収まっていること ・ 超高速モバイルブロードバンドが急速に拡大している中、今後の更なる無線圧縮技術の進展等により、FTTHサービスが陳腐化するリスクの有無を、現時点で見極めることが困難であること (ケイ・オプティコム) <p>○ KDDI 殿及び DSL 事業者協議会（以下、</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>「DSL 協議会」といいます。) 殿の意見に賛同します。</p> <p>当社の意見書でも述べていますが、今回光ファイバケーブルの見直しを実施しなかった合理的な理由が不明確なため、今後も見直しを引き続き検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		
意見9 NTT東日本・西日本が提供するサービスや接続機能の休廃止に係る規律を幅広く検討すべき。	再意見9	考え方9	
○ (委員限り)	<p>○ 当社としては、これまでもお客様へご迷惑をおかけしない観点から、接続機能を廃止せざるを得ない状況が明らかとなった時点で、速やかに接続事業者への周知を実施するとともに、当該事業者よりご要望を頂ければ、代替サービスのご提案をさせていただく等、円滑な移行に向けて誠実に対応してきたところであり、機能廃止に係る統一的なルール・規律を追加的に整備する必要はないものと考えます。</p> <p>なお、例示の米国における事業者が役務の廃止等を行う場合にFCC（連邦通信委員会）の認可を必要とする事例については「ボトルネック性を持つ固定アクセス回線を保有する事業者」のみではなく、電気通信事業者全体に係るものであると認識しております。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、今後、NTT 東・西のレガシー系サービスや接続機能については、設備の老朽化等に伴い、継続的な提供が行われなくなる可能性があります。</p> <p>ボトルネック性を有する第一種指定電気通</p>	<p>○ 本件申請の内容とは直接関係ないものであり、御意見については、総務省において参考とすることが適当である。</p> <p>なお、平成 28 年 2 月に総務大臣から情報通信審議会に「固定電話網の円滑な移行の在り方」が諮問されており、今後、固定電話網から IP 網への移行に伴い廃止される機能に係る情報提供や代替サービスの提供の在り方については、現在、同審議会において議論がなされているところであり、機能の休廃止の際の一般的な手続の議論が深まることが期待される。</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<div style="border: 2px dashed red; height: 150px; width: 100%;"></div> <p>今後、メガデータネット等を含む NTT 東・西のレガシー系サービスや接続機能については、設備の老朽化やマイグレーションに伴い、継続的な提供が行われなくなる可能性があります。</p> <p>ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を保有する NTT 東・西が、突然、サービスや機能の提供を終了した場合、これらのサービスや機能の利用者は大きな影響を受けるため、利用者保護の観点で、サービスや機能の休廃止に係る規律を整備することが必要です。</p> <p>この点に関連して、電話網移行円滑化委員会において、NTT 東・西が電話網の IP 網への移行に伴い廃止としているサービスに係る利用者対応の在り方について検討が行われておりますが、米国において、ボトルネック性を持つ固定アクセス回線を保有する事業者が役務の廃止等を行う場合に FCC（連邦通信委員会）の認可を必要としている事例等も参考に、NTT 東・西が提供するサービスや接続機能の休廃止に係る規律を幅広く検討すべきと考えます。</p> <p>（KDDI）</p> <p>○ 今後、例えば接続専用サービスで光ファイ</p>	<p>信設備を保有する NTT 東・西が、突然、サービスや機能の提供を終了した場合、これらのサービスや機能の利用者は大きな影響を受けるため、利用者保護の観点から、終了対象サービスについて、その対象回線数、ユーザ・インタフェースや回線媒体の変更有無、代替サービス及び代替サービスへの移行準備期間等を考慮した上で、NTT 東・西が提供するサービスや接続機能の休廃止に係る規律を整備することが必要です。</p> <p>この点に関連して、電話網移行円滑化委員会において、NTT 東・西が電話網の IP 網への移行に伴い廃止としているサービスに係る利用者対応の在り方について検討が行われておりますが、米国において、ボトルネック性を持つ固定アクセス回線保有する事業者が役務の廃止等を行う場合に FCC（連邦通信委員会）の認可を必要としている事例等も参考に、NTT 東・西が提供するサービスや接続機能の休廃止に係る規律を幅広く検討すべきと考えます。</p> <p>（KDDI）</p> <p>○ KDDI 殿の意見に賛同します。</p> <p>当社の意見書でも述べておりますが、メガデータネット等のレガシー系サービスについて、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿が時間的な余裕もなく新規受付停止やサービス提供終了をアナウンスした場合、その利用者は大きな影響を受けることになるため、サービスの休廃止に係る事業者間のルールを整備していく必要があります。</p> <p>（ソフトバンク）</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>バをアクセス回線として利用しているレガシー系サービス等については、順次提供を終了していくことが予想されます。しかし、現状ではサービスの終了に至るまでのルールは全くなく、突然終了のお知らせを提示されることが懸念されます。その場合、時間的にも余裕がないことが想定され、お客様への周知、代替サービスの案内、通信機器の変更等といったお客様対応が後手に回ることとなります。</p> <p>そのため、終了対象サービスについて、その対象回線数、ユーザ・インタフェースや回線媒体の変更有無、代替サービス及び代替サービスへの移行準備期間等を考慮した上で、例えば5年程度前には NTT 東西殿から接続事業者に対しサービス提供終了についての協議を経て、新規受付停止及びサービス終了時期等の具体的なスケジュールを決定し、合わせて代替サービスを提案するという統一の廃止ルールが必要であると考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>○ KDDI 株式会社殿、ソフトバンク株式会社殿の意見に賛同いたします。</p> <p>今後、NTT 東西殿のレガシー系サービスは、マイグレーションに伴う需要減少及び設備の老朽化により、サービス終了と判断される可能性があります。特にルーラル地方においては都心部に比べて、提供エリアの課題があるため、代替サービスの選択肢は少なく、事業計画に多大な影響を与えます。</p> <p>利用者保護の観点からも、サービスや接続機能の休廃止においては、利用者が不利益を被ることがないように、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の記載にあるとおり、代替サービスの選択及び検討、移行準備に必要な期間は余裕をもって確保することが必要不可欠であるため、幅広く接続事業者の意見、要望を聞いた上で、新規受付停止及びサービス終了時期等の具体的なスケジュールを決定すべきと考えます。</p> <p><u>「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」より抜粋</u> 第3節 施行規則第13条の規定の概要及び説明 (1) 周知させる時期 事業の休廃止については、「あらかじめ相当な期間を置いて」（施行規則第13条第1項）利用者に周知させなければならない。ここで「相当な期間」とは、利用者が当該休廃止によって提供されなくなるサービスの代替的なサービスを選択し、移行するために必要な期間を確保できるような時間的余裕をもって行わなければならないことを意味してい</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>る。 すなわち、利用者が ア 事業者からの連絡等を受けて事業が休廃止されることを認知し、 イ 代替サービスの選択肢の存在を認識し、 ウ これらの提供条件等を理解し、十分に比較・検討し、 エ どのサービスに移行するか等を決定するために必要な期間を確保することが必要となるものである。 (DSL事業者協議会)</p>		
意見 10 NTT東日本・西日本の変更案は望ましいと思われる。	再意見 10	考え方 10	
<p>○ 以下、意見を行う。</p> <p>望ましい改正であると思われた。今回の改正内容において、光信号分岐端末回線についての記述が行われたのはとても良い事であると考え。</p> <p>意見は以上である。 (個人)</p>		○ 変更案に賛同の御意見として承る。	無
意見 11 光ファイバを利用したネット回線の利用料が高すぎるため、値下げを希望する。	再意見 11	考え方 11	
<p>○ 光ファイバーを使用したネット回線の利用料が高すぎる ネットでの買い物などはとても便利に利用できるようになったので、病人や老人介護に必要な家庭ではもはや必須と言える そういった家庭は経済的にも負担が大きく、通信費が高いのは困ります NTT は第三セクターなど税金を利用して安価に光ファイバーを設置しているし、光ファ</p>	<p>○ 当方にはNTT 東西が儲けすぎであるという意見がどうも分からない。 NTT ドコモはともかく、東西についてはさほどの利益があるとは当方には思えないのであるが、いかがか。(NTT 東西は各種の回線保守も行わなければならないのであり、利益確保がやや行いにくい面があるのであるから) 当方は基地局における光ファイバー収容</p>	○ 接続料原価及び利用者向け料金の低廉化に向け、NTT東日本・西日本による経営努力が行われることは重要であり、その成果が期待される。	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>イバーの性質上送受信に重量がなく管理の必要もないにも関わらず、月々の利用料は依然高いままです</p> <p>NTTは儲け過ぎです</p> <p>市民にとって今や光ファイバーはライフラインであり贅沢品ではありませんが、利用料が高いので贅沢品扱いせざるを得ない</p> <p>利用料の値下げを希望します</p> <p>(個人)</p>	<p>数を大幅に増やし、望んだ利用者に対してシングルスター方式での接続を行わせる体制を構築するのが望ましいと考えるが(この体制は間違いなく国民の利益になるものである。実際、隣家庭と同じ下り光信号をONUで受けている事について、計算機能力の向上や認証の抜け道の研究(と言うまでのものではないかもしれないが)の発展等の事情から、知れば知るほどに不安が生じるのが昨今の状況ではあるまいか。)、これを後押しするためにも接続費用を低減せよと言う前に、他事業者はまず光ファイバー回線インフラの充実を求めてはどうか。</p> <p>これがなされれば競争も緩み、費用についても逡減するはずである。どの段階で收容数拡充を行うべきかという問題があるが、小型GBICが普及し安価になった現在はそれに適した時期であると当方は考える。</p> <p>(数年の間、数百円程度高い接続費用がかかるかもしれないが、これは光回線接続のため月数千円を支払ってる事が多い末端利用者には相対的にあまり大きくない負担であり、むしろここで拡充のための投資に費用を回す事によって中期的に急速に接続費用が低下する事が見込めるのであれば、これは利用者にとっても納得のいく良い選択なのではないかと考える。)</p> <p>意見は以上である。</p> <p>(個人)</p>		

「コスト把握の精緻化」に係る電柱調査について

分岐末端回線に係る「コスト把握の精緻化」にあたって、電柱への主末端回線と分岐末端回線の架渉状況のサンプル調査を実施した結果、分岐末端回線区間の電柱本数比は、東日本が61.9%、西日本が58.8%となった。

【調査期間】 H27年10月～H28年2月

【調査対象ビル】 エリアによる偏りを排除するため、フレッツ光提供エリアからは地域別に3ビル、フレッツ光未提供エリアからは1ビルを選定。

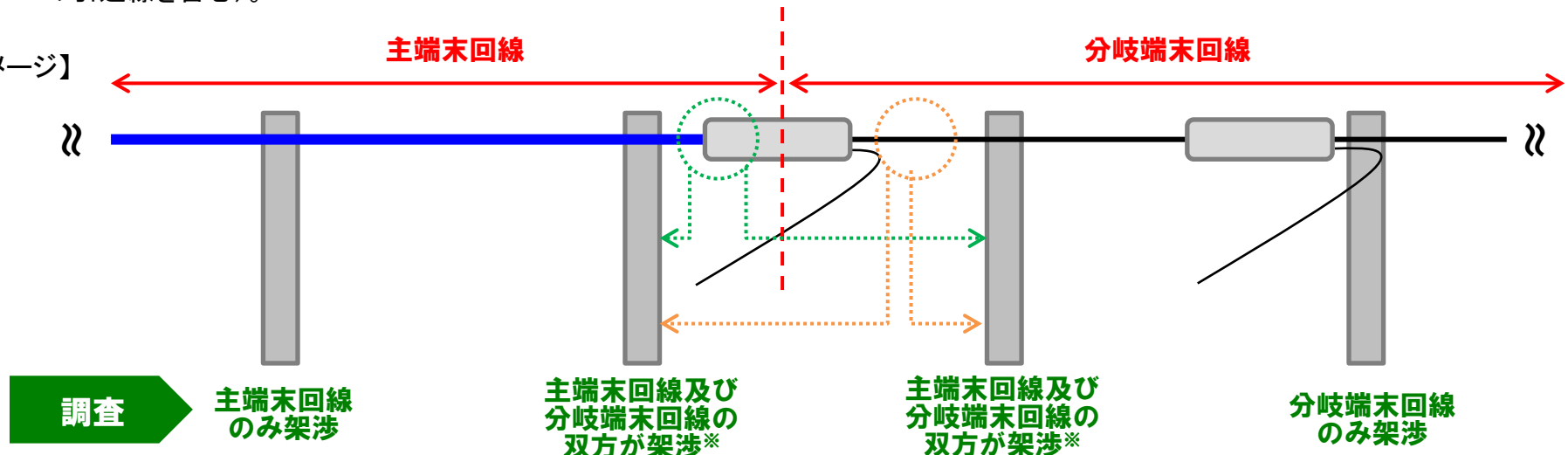
東日本は、フレッツ光提供エリアである白金ビル(東京)、札幌南ビル(北海道)、宮ビル(宮城)、及びフレッツ光未提供エリアである阿暦内ビル(北海道)の4ビル

西日本は、フレッツ光提供エリアである西ビル(大阪)、玉名ビル(熊本)、鳥取賀露ビル(鳥取)、及びフレッツ光未提供エリアである足助ビル(愛知)の4ビル

【調査サンプル数】 東西それぞれに約6,000本

【調査内容】 調査対象ビルの電柱について、主末端回線のみ架渉されているか、分岐末端回線のみ架渉されているか、双方が架渉されているか、光ケーブルが架渉されていないか、を目視で調査(主末端回線にはシングルスター方式の幹線、分岐末端回線にはシングルスター方式の引込線を含む)。

【調査イメージ】



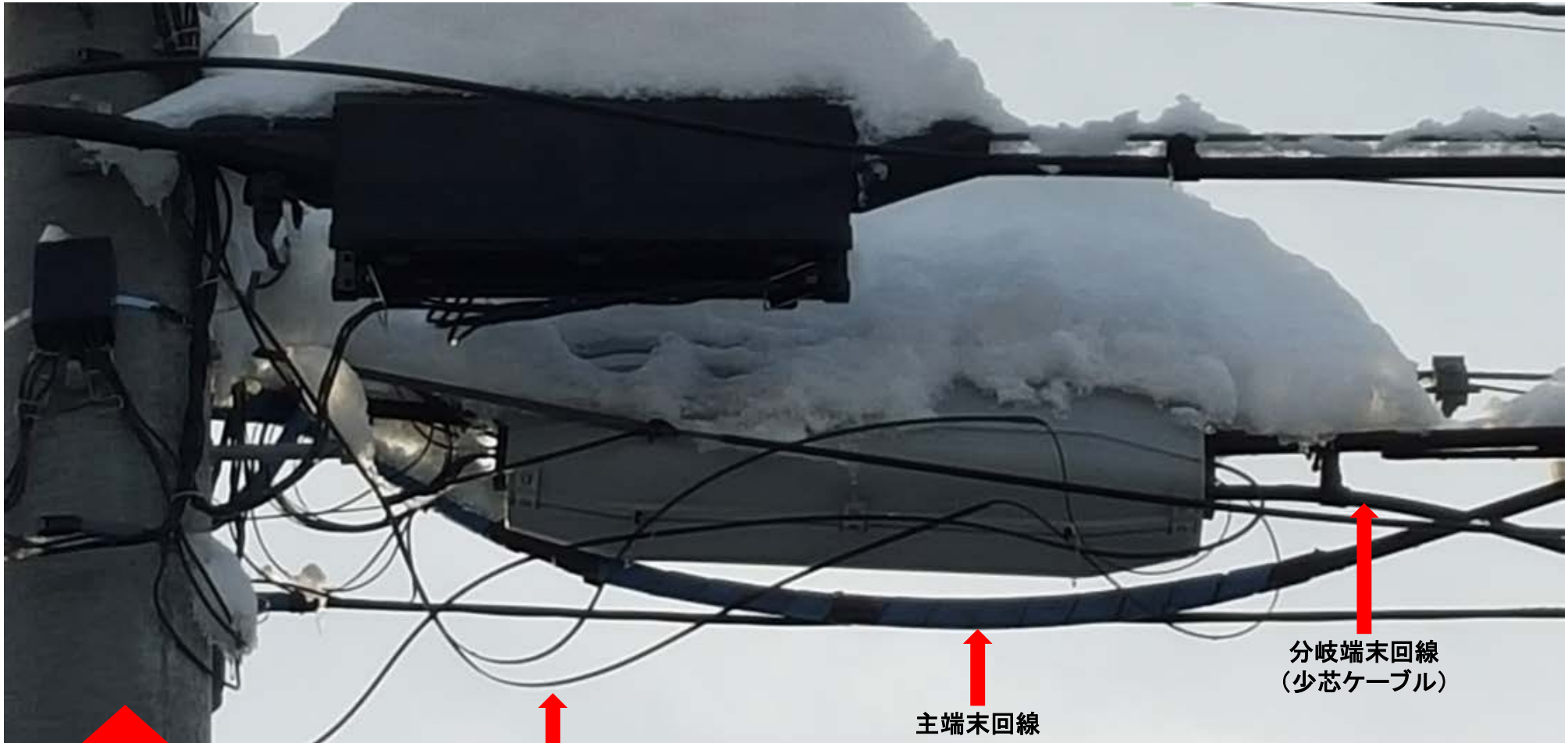
※主末端回線及び分岐末端回線の双方が架渉している電柱は、主末端回線区間及び分岐末端回線区間で0.5本ずつカウント。

【調査結果】

		主末端回線区間	分岐末端回線区間
電柱本数比	東日本	38.1%	61.9%
	西日本	41.2%	58.8%

(参考)電柱調査のイメージ

【札幌南ビル】



分岐末端回線
(ドロップケーブル)

主末端回線

分岐末端回線
(少芯ケーブル)

主末端回線及び分岐末端回線の双方が架渉されている電柱としてカウント。

「コスト把握の精緻化」に係る電柱調査結果(東日本)

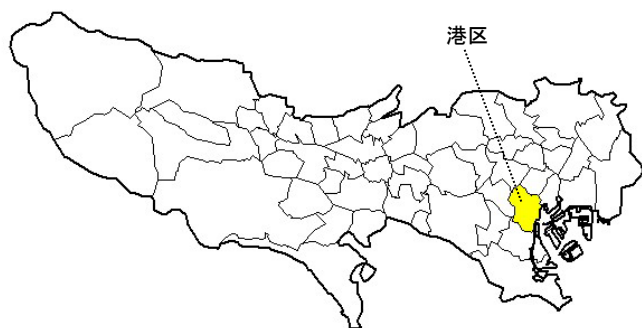
東日本エリアにおける電柱への主端末回線と分岐端末回線の架渉状況の調査結果については、以下の通り。

<調査対象ビル①>

- ・調査対象ビル名 : 白金ビル(東京都)
- ・主なカバーエリア : 港区の一部

<エリアの特徴>

- ・フレッツ光を提供している大都市エリア。
- ・東京23区の中心部に位置する港区南部の住宅地を含むエリア。



<調査結果>

(単位:本)

県等域	ビル名	主端末回線区間	分岐端末回線区間	合計
東京	白金	710.5	906.5	1,617
	構成比	43.9%	56.1%	100.0%

<調査対象ビル②>

- ・調査対象ビル名 : 札幌南ビル(北海道)
- ・主なカバーエリア : 札幌市 中央区の一部

<エリアの特徴>

- ・フレッツ光を提供している中堅都市エリア。
- ・札幌市中央区の東部に位置する住宅地を含むエリア。



<調査結果>

(単位:本)

県等域	ビル名	主端末回線区間	分岐端末回線区間	合計
北海道	札幌南	1,192.0	2,005.0	3,197
	構成比	37.3%	62.7%	100.0%

<調査対象ビル③>

- ・調査対象ビル名 : 宮ビル(宮城県)
- ・主なカバーエリア : 蔵王町の一部

<エリアの特徴>

- ・フレッツ光を提供している地方部エリア。
- ・宮城県の南部に位置する蔵王町の南東部の山間地を含むエリア。



<調査結果>

(単位:本)

県等域	ビル名	主端末 回線区間	分岐端末 回線区間	合計
宮城	宮	272.5	713.5	986
	構成比	27.6%	72.4%	100.0%

<調査対象ビル④>

- ・調査対象ビル名 : 阿歴内(あれきない)ビル(北海道)
- ・主なカバーエリア : 標茶町(しべちやちょう)の一部

<エリアの特徴>

- ・フレッツ光を提供していない地方部エリア。
- ・釧路市の北東に位置する標茶町の南部エリア。



<調査結果>

(単位:本)

県等域	ビル名	主端末 回線区間	分岐端末 回線区間	合計
北海道	阿歴内	302.5	143.5	446
	構成比	67.8%	32.2%	100.0%

「コスト把握の精緻化」に係る電柱調査結果(西日本)

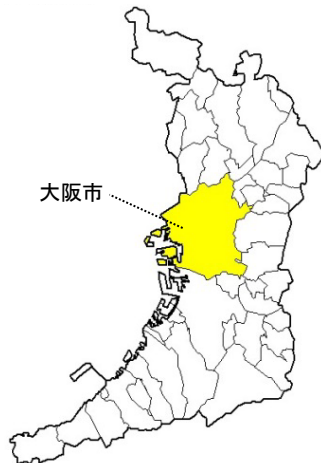
西日本エリアにおける電柱への主末端回線と分岐末端回線の架渉状況の調査結果については、以下の通り。

<調査対象ビル①>

- ・調査対象ビル名 : 西ビル(大阪府)
- ・主なカバーエリア : 大阪市 西区の一部及び港区の一部

<エリアの特徴>

- ・フレッツ光を提供している大都市エリア。
- ・大阪市西区と港区に跨る大阪環状線沿線の住宅地を含むエリア。



<調査結果>

(単位:本)

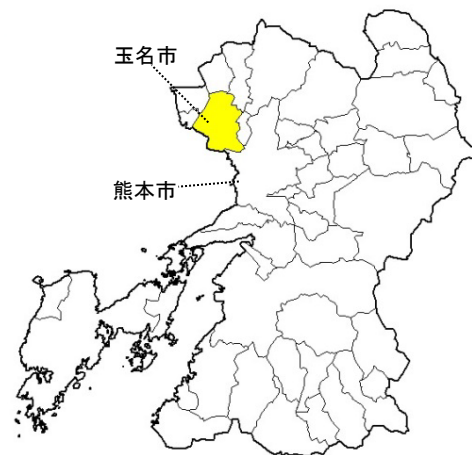
県等域	ビル名	主末端回線区間	分岐末端回線区間	合計
大阪	西(大阪)	560.5	766.5	1,327
	構成比	42.2%	57.8%	100.0%

<調査対象ビル②>

- ・調査対象ビル名 : 玉名ビル(熊本県)
- ・主なカバーエリア : 玉名市の一部

<エリアの特徴>

- ・フレッツ光を提供している中堅都市エリア。
- ・熊本市に隣接する有明海に面した熊本県北部の中心的エリア。



<調査結果>

(単位:本)

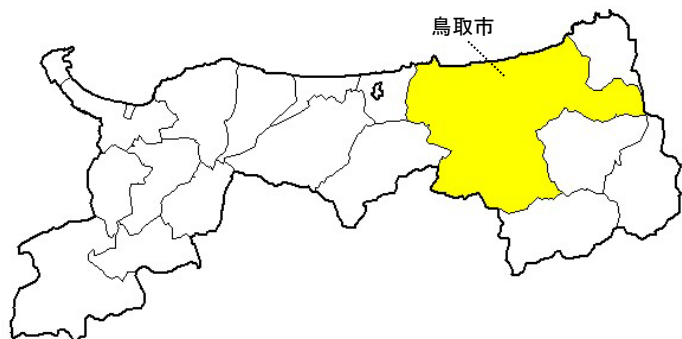
県等域	ビル名	主末端回線区間	分岐末端回線区間	合計
熊本	玉名	1,129.0	1,770.0	2,899
	構成比	38.9%	61.1%	100.0%

<調査対象ビル③>

- ・調査対象ビル名 : 鳥取賀露(かろ)ビル(鳥取県)
- ・主なカバーエリア : 鳥取市の一部

<エリアの特徴>

- ・フレッツ光を提供している地方部エリア。
- ・鳥取市の北部に位置する郊外エリア。

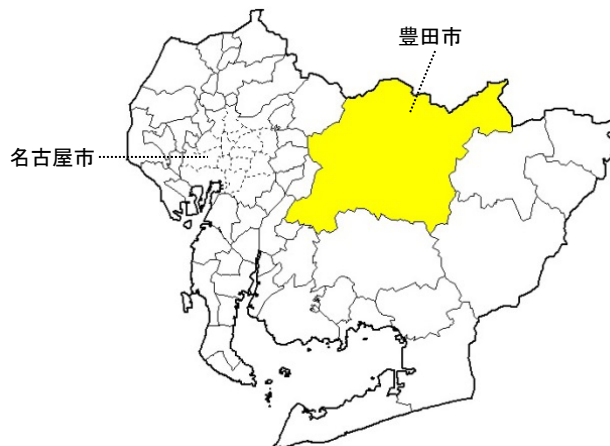


<調査対象ビル④>

- ・調査対象ビル名 : 足助(あすけ)ビル(愛知県)
- ・主なカバーエリア : 豊田市の一部

<エリアの特徴>

- ・フレッツ光を提供していない地方部エリア。
- ・名古屋市の東部に位置する豊田市の中心部の山間地を含むエリア。



<調査結果>

(単位:本)

県等域	ビル名	主端末 回線区間	分岐端末 回線区間	合計
鳥取	鳥取賀露	562.5	1,058.5	1,621
	構成比	34.7%	65.3%	100.0%

<調査結果>

(単位:本)

県等域	ビル名	主端末 回線区間	分岐端末 回線区間	合計
愛知	足助	472.0	219.0	691
	構成比	68.3%	31.7%	100.0%

「コスト把握の精緻化」に係る故障修理件数等の調査について

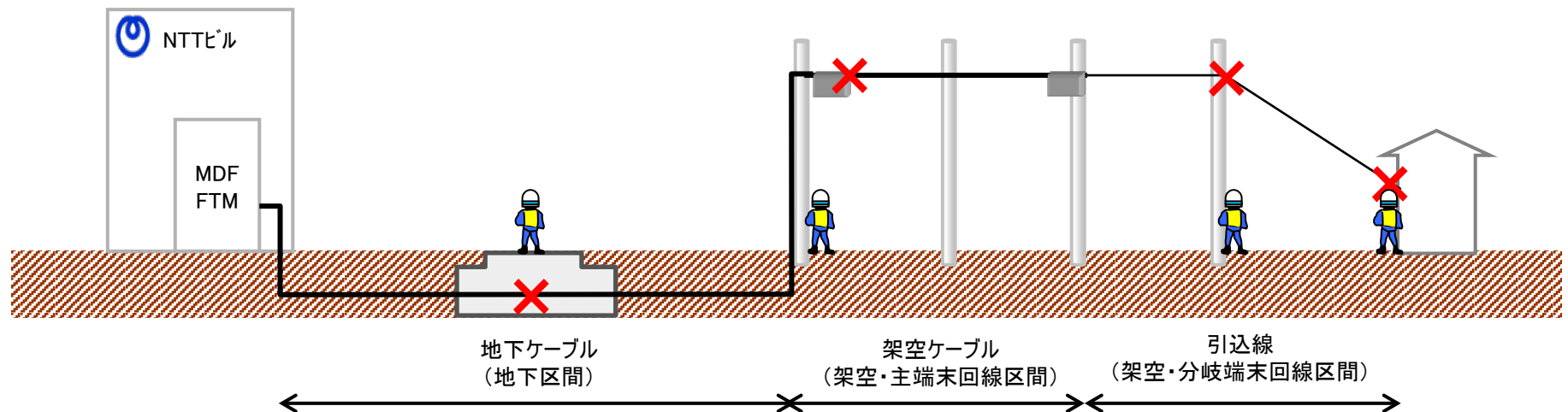
分岐端末回線に係る「コスト把握の精緻化」にあたって、加入光ファイバの地下ケーブル、架空ケーブル、引込線に係る各区間の故障修理件数及び故障修理稼働時間のサンプル調査を実施。

【調査内容】 加入光ファイバの地下ケーブル、架空ケーブル、引込線に係る各区間の故障修理件数及び故障修理稼働時間をサンプル調査

【調査期間】 H27年10月～H28年2月

【調査エリア】 東日本は、東京、北海道、宮城の3都道県

西日本は、大阪、熊本、鳥取の3府県



各区間における故障修理件数及び故障修理稼働時間を調査

故障修理件数及び故障修理稼働時間の調査結果(東日本)

東日本エリアにおける加入光ファイバの各区分における故障修理件数及び故障稼働時間のサンプル調査結果は以下の通り。

⇒故障修理件数については、分岐末端回線区間の割合が85.3%

⇒故障修理時間については、分岐末端回線区間の割合が82.3%

<サンプル調査結果>

	主末端回線区間	分岐末端回線区間
故障修理件数構成比	14.7%	85.3%
(再)東京	17.5%	82.5%
(再)北海道	11.6%	88.4%
(再)宮城	19.5%	80.5%
故障修理時間比	17.7%	82.3%
(再)東京	19.6%	80.4%
(再)北海道	14.8%	85.2%
(再)宮城	26.8%	73.2%

故障修理件数及び故障修理稼働時間の調査結果(西日本)

西日本エリアにおける加入光ファイバの各区分における故障修理件数及び故障稼働時間のサンプル調査結果は以下の通り。

⇒故障修理件数については、分岐端末回線区間の割合が88.3%

⇒故障修理時間については、分岐端末回線区間の割合が85.9%

<サンプル調査結果>

	主端末回線区間	分岐端末回線区間
故障修理件数構成比	11.7%	88.3%
(再)大阪	13.0%	87.0%
(再)熊本	10.2%	89.8%
(再)鳥取	8.3%	91.7%
故障修理時間比	14.1%	85.9%
(再)大阪	15.2%	84.8%
(再)熊本	13.0%	87.0%
(再)鳥取	11.7%	88.3%

主端末回線と分岐端末回線との間のコスト把握の精緻化方法

手順1.分岐端末回線1回線あたりのコストを精緻化

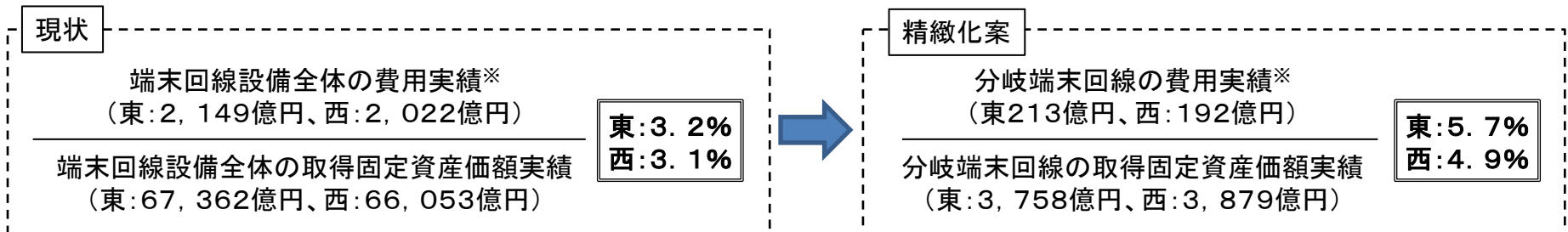
分岐端末回線の1回線あたりコストの算定方法は以下の通りであり、設備管理運営比率の算定を精緻化することにより、分岐端末回線1回線あたりのコストを精緻化

【分岐端末回線1回線当たりコスト算定式】

分岐端末回線の1回線あたりコスト = 分岐端末回線の1回線あたり投資額実績 × 設備管理運営費比率 + 減価償却費

【設備管理運営比率の精緻化方法】

現在、メタル回線も含めた端末回線設備全体で設備管理運営費比率を算定していたものを、分岐端末回線に特化して算定。
具体的な精緻化項目は次頁参照。



※減価償却費は取得固定資産価額から直接算定するため除く。また、接続事業者が設備の利用をやめる際に個別に除却費を負担する接続メニューの場合は、除却費も除いて設定することとしている。

手順2.主端末回線1回線あたりの精緻化影響額を算定

手順1の結果に基づいて算定した分岐端末回線1回線あたりの精緻化影響額に、1芯あたり平均引込線数※を乗じて主端末回線1回線あたりの精緻化影響額を算定。(主端末回線接続料の原価は、光ファイバのトータルコストから分岐端末回線接続料(=コスト)を除いて算定しているため、分岐端末回線の精緻化によるコスト増影響は、主端末回線の精緻化によるコスト減影響となる)

※分岐端末回線数とシングルスター方式の引込線数の合計を主端末回線とシングルスター方式の芯線数の合計で除して算定(実際の接続料算定では、主端末回線とシングルスター方式(幹線部分)は、同一設備を使用しているため、同一バスケットで単価を算定)

具体的な精緻化項目

分岐端末回線に特化して設備管理運営費比率を算定するために、以下の項目について精緻化を実施。

費用項目		精緻化前	精緻化後
		〔 端末回線伝送機能全体の費用に、端末回線伝送機能全体に対する分岐端末回線の下記の比率を乗じて算定 〕	〔 光ケーブルに係る各項目毎の費用に、光ケーブル全体に対する分岐端末回線の下記の比率を乗じて算定 〕
施設保全費	故障修理	取得固定資産価額比	故障修理稼働時間比 (東:82.3%、西:85.9%)
	故障受付		故障修理件数比 (東:85.3%、西:88.3%)
	電柱保守		電柱本数比 (東:61.9%、西:58.8%)
	線路共通		
租税公課	電柱		
減価償却費※	電柱		
固定資産除却費	電柱		

※ 減価償却費は、設備管理運営費比率の算定に用いず、直接算定する。

平成28年7月27日

総務大臣
山本 早苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書 (案)

平成28年5月27日付け諮問第3084号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
 - 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方。）。
 - (1) NTT東日本・西日本に対し、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行等及び「コスト把握の精緻化」の取組について、平成28年度から平成31年度までの実施内容、実施に要した費用及び効果を毎年度総務省に報告することを要請すること（考え方2）。
 - (2) NTT東日本・西日本に対し、接続約款の変更案が認可された場合には、これに則り、「8収容」の原則※の遵守を要請すること（考え方7）。
- ※一の光配線区画で利用する一の主端末回線に、まずは8回線の分岐端末回線を収容し、その後、新たに9回線目の分岐端末回線を収容する必要性が生じた場合に、別の主端末回線に当該分岐端末回線を収容すること。
- (3) NTT東日本・西日本に対し、平成20年度の見直し方法を参照して平成27年度末実績に基づき光ファイバケーブルの経済的耐用年数を導出した上で、実態との大きな乖離が認められた場合には、耐用年数の見直しを行い、見直しの検討結果及びその理由について平成29年2月中に総務省に報告するとともに、公表することを要請すること（考え方8）。

以上

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)

2. 申請年月日

平成28年5月18日(水)

3. 実施予定期日

認可後、平成28年4月1日(金)に遡及して適用

4. 概要

平成28年度以降の光信号端末回線伝送機能等の接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

II 主な変更内容

1. 平成28年度以降の加入光ファイバ接続料の概要

加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであること及び「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成 27 年9月 14 日情報通信審議会答申。以下「情通審答申」という。)の考え方 ※を踏まえ、その接続料の算定に当たっては、平成 28 年度から平成 31 年度までの4年間について、年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いている。

今回の改定案における光信号主端末回線伝送機能(以下「シェアアクセス方式」という。)及び光信号端末回線伝送機能(以下「シングルスター方式」という。)に係る平成 28 年度以降の接続料は、以下のとおりである。

※ 「NTT東西においては、接続事業者の予見性の確保の観点から、平成 28 年度接続約款の変更認可申請の際に、平成 28 年度から平成 31 年度までの4年間の将来原価方式により申請することで、平成 31 年度の主端末回線接続料が 2,000 円程度という見込みに向けた各年度の具体的な接続料水準を示すことが適当と考える」

NTT東日本	改定案				現行 接続料 ※
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
シェアアクセス方式	2,675 円 (▲254 円)	2,474 円 (▲201 円)	2,368 円 (▲106 円)	2,036 円 (▲332 円)	2,929 円
シングルスター方式	3,163 円 (▲129 円)	2,935 円 (▲228 円)	2,818 円 (▲117 円)	2,458 円 (▲360 円)	3,292 円

NTT西日本	改定案				現行 接続料 ※
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
シェアアクセス方式	2,679 円 (▲268 円)	2,542 円 (▲137 円)	2,455 円 (▲87 円)	2,044 円 (▲411 円)	2,947 円
シングルスター方式	3,302 円 (▲51 円)	3,142 円 (▲160 円)	3,044 円 (▲98 円)	2,595 円 (▲449 円)	3,353 円

注 1 ()内の数字は、前年度接続料に対する減少額

注 2 平日・昼間帯故障修理の場合

※ 平成 27 年度適用接続料

【情通審答申を踏まえた対応状況】

情通審答申において、NTT東日本・西日本は、平成 28 年度から以下の措置を反映すべく接続約款の変更認可申請を行うことが適当とされた。本申請における各措置の対応状況は、以下のとおり。

情通審答申において示された措置	本申請における対応状況
<p>① 平成 28 年度以降の接続料の低廉化</p> <p>〈具体的な取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業努力による更なる効率化・費用削減 ・ 償却方法の定額法への移行 ・ 「コスト把握の精緻化」 <p>上記取組により、「『新たな需要創出を前提とした大胆な推計では 2019(平成 31)年度には主端末回線接続料は 2,000 円程度になる見込み』とNTT東西が表明したように、相当の接続料の低廉化が期待できる」(情通審答申)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度から平成 31 年度までの4年間の将来原価方式(ただし、各年度の費用の実績値と収入の実績値の差額を、翌々年度以降の接続料原価に算入)で接続料を算定 ・ 各取組により、平成 31 年度の接続料は、以下のとおり。 <p>〈光信号主端末回線(シェアアクセス方式)〉 NTT東:2,036 円、NTT西:2,044 円</p> <p>〈光信号端末回線(シングルスター方式)〉 NTT東:2,458 円、NTT西:2,595 円</p>
<p>② 接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に、当該年度の接続料を前年度と同水準以下とする措置の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主端末回線と、分岐端末回線1回線の接続料の合計が、前年度と比較して上昇する場合に、希望する事業者に対して左記措置を適用
<p>③ 光ファイバケーブルの耐用年数の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東日本・西日本において <ul style="list-style-type: none"> - 平成 26 年度末の光ファイバケーブルの固定資産データを用いた推計 - 日本公認会計士協会の実務指針を踏まえた検討 <p>を行った結果、現行の経済的耐用年数の見直しが必要な状況に至っていないと判断し、本申請には反映されていない。</p>

○ その他、情通審答申で示された「加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方」について、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)及び平成 13 年総務省告示第 395 号(電気通信事業法施行規則第 23 条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件)の改正により、以下の事項を接続約款に規定

・ 「8收容」の原則

一の光配線区画で利用する一の主端末回線に、まずは8回線の分岐端末回線を收容し、その後、新たに9回線目の分岐端末回線を收容する必要が生じた場合に、別の主端末回線に当該分岐端末回線を收容すること。

・ 全ての電柱等の位置情報の開示

現在開示されている光配線区画の外縁の電柱等の位置情報に加えて、光配線区画内の全ての電柱等の位置情報を開示すること。

(1) 加入者回線及びFTM

① 接続料原価の予測

本件申請における加入者回線及びFTMのコストは、平成 26 年度の接続会計における費用をベースに、フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増

に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成31年度までの取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で算定したものである。

また、算定に当たっては、情通審答申を踏まえた取組を考慮している。

■ 光ファイバ及びFTMの設備コスト(シェアアクセス方式)

(単位:億円)

	26年度実績	27年度予測	28年度予測	29年度予測	30年度予測	31年度予測
NTT東日本	1,400	1,440	1,076	1,072	1,060	1,010
NTT西日本	1,213	1,257	878	868	845	791

※1 接続料原価は設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計値

※2 施設設置負担加算料相当コストを含む。

■ 光ファイバ及びFTMの設備コスト(シングルスター方式)

(単位:億円)

	26年度実績	27年度予測	28年度予測	29年度予測	30年度予測	31年度予測
NTT東日本	1,590	1,628	1,323	1,321	1,313	1,266
NTT西日本	1,392	1,437	1,124	1,112	1,087	1,034

※1 接続料原価は設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計値

※2 施設設置負担加算料相当コストを含む。

■ 情通審答申を踏まえた取組がシェアアクセス方式の主端末回線に係る接続料原価に与える影響

・ NTT東日本

	平成28年度予測	平成29年度予測	平成30年度予測	平成31年度予測
①企業努力による更なる効率化・費用削減	▲21億円	▲33億円	▲45億円	▲57億円
投資の効率化	▲1億円	▲2億円	▲4億円	▲5億円
施設保全費等の効率化	▲20億円	▲31億円	▲41億円	▲52億円
②償却方法の定額法への移行等	▲152億円	▲105億円	▲67億円	▲69億円
定額法への移行	▲152億円	▲105億円	▲67億円	▲69億円
定額法への移行に伴う後年度費用の軽減施策				
③コスト把握の精緻化	▲169億円	▲196億円	▲222億円	▲248億円
合計	▲342億円	▲334億円	▲334億円	▲375億円

・ NTT西日本

	平成28年度予測	平成29年度予測	平成30年度予測	平成31年度予測
①企業努力による更なる効率化・費用削減	▲19億円	▲30億円	▲41億円	▲52億円
投資の効率化	▲1億円	▲2億円	▲2億円	▲3億円
施設保全費等の効率化	▲19億円	▲29億円	▲39億円	▲49億円
②償却方法の定額法への移行等	▲151億円	▲96億円	▲54億円	▲61億円
定額法への移行	▲151億円	▲96億円	▲54億円	▲61億円
定額法への移行に伴う後年度費用の軽減施策				
③コスト把握の精緻化	▲182億円	▲204億円	▲225億円	▲247億円
合計	▲352億円	▲330億円	▲321億円	▲360億円

① 企業努力による更なる効率化・費用削減の効果

企業努力による更なる効率化・費用削減として、(A)投資の効率化及び(B)施設保全費等の効率化を実施することとしている。

(A) 投資の効率化

- ・ 工事発注の更なる計画的な実施による請負単価の低減
- ・ 敷設済みの光ファイバケーブルの更なる有効活用の推進

といった投資の効率化を行うことにより、各年度の投資予測額に対して、各年度とも▲3%の効率化を実施することとしている。

(B) 施設保全費等の効率化

- ・ 線路・宅内の業務複合化による故障修理業務の効率化
- ・ 廃止・開通時における無派遣工事の推進による作業委託費の削減
- ・ 保守業務の内製化の推進による作業委託費の削減
- ・ 土木等設備の点検周期の見直し等による作業委託費の削減
- ・ 請負工事会社とのシステム連携強化による開通業務・施工管理業務の効率化を行うことにより、設備管理運営費のうち、効率化対象費用(施設保全費、共通費、管理費等)について、前年度に対して毎年▲3%の効率化を実施することとしている。

② 償却方法の定額法への移行等の効果

日本電信電話株式会社はグループ全体で、平成 30 年度から国際会計基準(IFRS)を導入することを検討中。これに先立ち、NTT東日本・西日本は、平成 28 年度から(A)定額法への移行及び(B)定額法への移行に伴う後年度費用の軽減施策を実施することとしている。

(A) 定額法への移行

平成 28 年度から償却方法を定率法から定額法へ移行。これにより、移行直後は減価償却費が大きく低減する。

(B) 定額法への移行に伴う後年度費用の軽減施策

NTT東日本・西日本では、償却方法の見直しに伴い、将来の収支改善を目的として、平成 28 年度から後年度費用の軽減施策(将来の費用負担を軽減する施策)を実施。このうち、加入光ファイバ接続料に係る設備に関する施策の影響を、接続料原価に反映している。

<後年度費用の軽減施策の内容>

- ・ 資産の処分に関する施策

現在残存価額5%で償却止めを行っている資産のスクラップバリューについて再評価し、残り5%相当を一括償却する施策や技術の進展に伴って不要となった資産を処分する施策。設備の償却や処分を一括で実施することで設備のスリム化を図り、それにより保守費用や租税公課を削減するとともに、接続料算定上は報酬を削減するといった効果も見込まれる。

- ・ 設備の保守効率向上に向けた施策

経年劣化により故障等が見込まれる設備について、エリアごとに補修等を前倒しで実施する施策。設備の補修を早期に施すことにより、故障発生頻度の低減や修理規模の縮小を図り、それにより将来的な保守費用を削減する効果が見込まれる。

＜本施策のうち、加入光ファイバ接続料に係る対象設備＞

- ・ とう道、マンホール、ハンドホール等の土木設備
- ・ 電柱等の線路設備

＜施策効果＞

本施策は平成 30 年度までの実施を見込んでおり、平成 28 年度から平成 30 年度までは、減価償却費、資産の除却損、補修費等のコストが発生するが、平成 31 年度以降は施策効果によりコストが低減することとなる（施策を実施しない場合との比較において、平成 32 年度以降も当分の間、同程度の水準で施策効果が継続する見込み）。

③ 「コスト把握の精緻化」の効果

NTT東日本・西日本は、接続会計上、主端末回線及び分岐端末回線に係る費用の分計が困難であることから、光回線に係る費用として合算している。このため、接続料算定に当たって主端末回線に係る費用を算出する際は、まずは分岐端末回線に係る費用相当額を算出し、光回線に係る総費用から差し引いている。

情通審答申を受け、NTT東日本・西日本において費用把握の精緻化を実施したところ、例えば故障修理に係る費用は、主端末回線部分よりも分岐端末回線部分でより多く発生していることなど、これまでよりも分岐端末回線に係る費用が大きいことが判明したことから、結果として主端末回線に係る費用が減少するものである。

(参考1) 算定の前提としたエリアカバー率 ※

	26 年度末実績	27 年度末見込	28 年度末見込	29 年度末見込	30 年度末見込	31 年度末見込
NTT 東日本 ・西日本 計	95.5%	96.1%	96.1%	96.1%	96.1%	96.1%

※ エリアカバー率は、全加入電話契約数に対するフレッツ光エリア内の加入電話契約数の比率に基づき推計

(参考2) 予測期間における利用芯線の割合 ※

	26 年度末実績	27 年度末見込	28 年度末見込	29 年度末見込	30 年度末見込	31 年度末見込
NTT 東日本	55.8%	56.8%	57.9%	59.0%	60.0%	61.1%
NTT 西日本	55.3%	56.1%	56.4%	56.4%	57.1%	57.8%

※ NTTビルからの局出し区間におけるもの。保守用芯線も利用芯線として計算

(参考3) 予測期間における1芯当たり契約数※

	26年度末実績	27年度末見込	28年度末見込	29年度末見込	30年度末見込	31年度末見込
NTT東日本	3.6契約	3.7契約	3.8契約	3.9契約	4.0契約	4.0契約
NTT西日本	3.2契約	3.2契約	3.4契約	3.6契約	3.7契約	3.8契約

※ フレッツ光ファミリータイプ(シェアドアクセス方式)に係るもの

② 需要の予測

(ア)フレッツ光、(イ)ダークファイバ及び(ウ)イーサネット等の3種類に分けて予測を立てた上で、それぞれの需要に対応する光ファイバ芯線数について予測を行っており、それぞれの考え方は、次のとおり。

(ア) フレッツ光

フレッツ光の契約数について、NTT東日本、NTT西日本ともに平成28年度事業計画と同数の毎年度30万契約の純増と予測している。

フレッツ光・ファミリータイプ(シェアドアクセス方式に相当)については、8ユーザまでごとに1芯を使用するものとし、各年度末の予測契約数に対し必要な光ファイバ芯線数を算出している。

一方、フレッツ光・マンションタイプ(シングルスター方式に相当)については、新たにNTT東日本・西日本の光ファイバを引き込むマンションの棟数を予測し、その規模等に応じて8、16、32ユーザまでごとに1芯を使用するものとして必要な光ファイバ芯線数を算出している。

■ フレッツ光の契約数と芯線数の純増数

(単位:千契約、千芯)

【NTT東日本】	25年度実績	26年度実績	27年度予測	28年度予測	29年度予測	30年度予測	31年度予測
契約数	+437	+215	+264	+300	+300	+300	+300
芯線数	+120	+53	+33	+34	+35	+35	+35

【NTT西日本】	25年度実績	26年度実績	27年度予測	28年度予測	29年度予測	30年度予測	31年度予測
契約数	+313	+450	+280	+300	+300	+300	+300
芯線数	+97	+112	+57	+0	▲42	+24	+24

(イ) ダークファイバ

シェアドアクセス方式、シングルスター方式とも、平成25年度から平成27年度までの純増数の平均値が毎年度継続するものとして予測している。

■ シェアドアクセス方式の純増数

(単位:千芯)

	25年度実績	26年度実績	27年度予測	28年度予測	29年度予測	30年度予測	31年度予測
NTT東日本	+59	+73	+63	+65	+65	+65	+65
NTT西日本	+28	+15	+11	+18	+18	+18	+18

■ シングルスター方式の純増数

(単位:千芯)

	25年度実績	26年度実績	27年度予測	28年度予測	29年度予測	30年度予測	31年度予測
NTT東日本	+37	+37	+22	+32	+32	+32	+32
NTT西日本	+37	+29	+5	+24	+24	+24	+24

(ウ) イーサネット等

平成 25 年度から平成 27 年度までの純増数の平均値が毎年度継続するものとして予測している。

■ イーサネット・INS1500 等の純増数

(単位:千芯)

	25年度実績	26年度実績	27年度予測	28年度予測	29年度予測	30年度予測	31年度予測
NTT東日本	▲0	+9	+12	+7	+7	+7	+7
NTT西日本	+1	+3	+9	+4	+4	+4	+4

■ (ア)～(ウ)を踏まえた需要の予測

(単位:千芯)

【NTT東日本】	26年度実績	27年度予測	28年度予測	29年度予測	30年度予測	31年度予測
(ア)フレッツ光	2,739	2,772	2,806	2,840	2,875	2,911
(イ)ダークファイバ	795	880	977	1,074	1,171	1,268
シェアアクセス方式	305	369	434	499	564	629
シングルスター方式	490	512	544	575	607	639
(ウ)イーサネット等	145 (146)	157 (158)	164 (165)	171 (172)	178 (179)	185 (186)
合計	3,680 (3,681)	3,810 (3,811)	3,947 (3,948)	4,085 (4,086)	4,224 (4,225)	4,363 (4,364)

【NTT西日本】	26年度実績	27年度予測	28年度予測	29年度予測	30年度予測	31年度予測
(ア)フレッツ光	2,441	2,498	2,498	2,456	2,480	2,504
(イ)ダークファイバ	542	558	600	642	684	726
シェアアクセス方式	144	155	173	191	209	227
シングルスター方式	398	403	427	451	475	499
(ウ)イーサネット等	102 (103)	111 (114)	115 (116)	119 (120)	123 (123)	127 (128)
合計	3,085 (3,086)	3,167 (3,168)	3,213 (3,214)	3,217 (3,218)	3,287 (3,288)	3,357 (3,358)

※ ()内は、FTM分の接続料算定に用いる芯線数。FTMは、加入光ファイバを使用しないISM折り返し接続機能でも使用しており、その芯線数が含まれる。

(2) 施設設置負担金加算料

NTT東日本・西日本のサービスには、契約時に施設設置負担金を一括して支払うサービス(INS1500、高速デジタル等)と支払わないサービス(フレッツ光等)とがあり、施設設置負担金を一括して支払わないサービスでは、月額の利用料に施設設置負担金相当額が加算されている。

加入光ファイバ接続料の算定に当たり、接続料原価に施設設置負担金相当額が含まれていると、契約時に一括して施設設置負担金を支払ったサービスについて、既に支払った施設設置負担金相当額を二重に負担することになるため、これを回避する観点から、まずは全てのサービスにおいて施設設置負担金を一括して支払われたものとみなして光ファイバの接続料原価を算定し、その上で施設設置負担金を一括して支払わないサービスについて「施設設置負担加算料」を接続料単価に加えることで、最終的な接続料を設定している。

また、シェアアクセス方式における施設設置負担加算料は、シングルスター方式で用いる施設設置負担加算料(東:183円、西:169円)に、シングルスター方式の接続料原価(光ファイバ分)に占めるシェアアクセス方式の接続料原価(光ファイバ分)の年度ごとの割合を乗じて算定している。

■ 施設設置負担加算料 ※1

	NTT東日本	NTT西日本
①施設設置負担金(回線)	51,000円	51,000円
②平均償却年数 ※2	17.4年	17.5年
③減価償却費(①/②)	2,931円	2,914円
④自己資本費用等 ※3	1,456円	1,129円
⑤施設設置負担加算料(芯線・月)((③+④)/12/2)	183円	169円

※1 数値は平成28年度における乖離額調整前のもの

※2 平均償却年数は、圧縮記帳対象設備の平均償却期間(平成26年度実績)

※3 自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税の合計値

(3) 現行接続料算定期間において生じた調整額の扱い

第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。)第12条の2第1項においては、将来原価方式における調整額は0と規定されており、現行制度上、実績費用と実績収入の差額を接続料原価に算入することは、原則として認められていない。しかし、現行の平成26年度以降の加入光ファイバ接続料については、同令第3条ただし書の規定に基づく許可により、特例的に調整額を算入することが認められている。これは、各年度における「実績費用と実績収入の差額」について翌々年度以降の接続料原価に算入するものであり、各年度における接続料収支の実績値が判明するたび、速やかに調整を行うものである。

NTT東日本・西日本とも、自己資本利益率が、平成26年度及び平成27年度接続料の認可の際に適用した値と比較して、実績値(平成27年度については見込値)が上昇したことから、報酬額が上昇。これにより、平成26年度及び平成27年度に調整額が発生している。

本件申請においては、平成26年度実績に基づく調整額を平成28年度接続料原価に、平成27年度見込みに基づく調整額を平成29年度及び平成30年度接続料原価に1/2ずつ算入することとしている。

平成27年度以降の自己資本利益率は、平成26年度の値(8.16%)が継続するものと仮定し、平成28年から平成31年度までについては、調整額は0として接続料を算定している。

■ 調整額の発生の要因(NTT東日本)

	平成26年度			平成27年度		
	認可時の予測 (i)	実績 (ii)	ii - i	認可時の予測 (i)	今回の予測 (ii)	ii - i
芯線数	359万芯	360万芯	+0万芯	375万芯	375万芯	▲0万芯
収入	1,255億円	1,257億円	+2億円	1,369億円	1,368億円	▲1億円
接続料原価	1,255億円	1,396億円	+141億円	1,369億円	1,542億円	+173億円
設備管理運営費	1,081億円	1,045億円	▲36億円	1,087億円	1,033億円	▲54億円
特別損失	—	5億円	+5億円	—	—	—
報酬等	246億円	418億円	+172億円	244億円	471億円	+227億円
乖離額	16億円	16億円	—	120億円	120億円	—
激変緩和措置	▲88億円	▲88億円	—	▲82億円	▲82億円	—
調整額	—	※1 +140億円	+140億円	—	※2 +174億円	+174億円
自己資本利益率	2.65%	4.29%	1.64	3.41%	5.12%	1.71

※1 加入光ファイバ全体の金額。このうち、引込線区間を除く主端末回線区間の金額は、133億円

※2 加入光ファイバ全体の金額。このうち、引込線区間を除く主端末回線区間の金額は、167億円

■ 調整額の発生の要因(NTT西日本)

	認可時の予測 (i)	実績 (ii)	ii - i	認可時の予測 (i)	今回の予測 (ii)	ii - i
芯線数	312万芯	301万芯	▲11万芯	330万芯	312万芯	▲18万芯
収入	1,097億円	1,058億円	▲39億円	1,210億円	1,147億円	▲63億円
接続料原価	1,097億円	1,187億円	+91億円	1,210億円	1,334億円	+124億円
設備管理運営費	986億円	967億円	▲19億円	999億円	978億円	▲21億円
特別損失	—	3億円	+3億円	—	—	—
報酬等	190億円	296億円	+106億円	190億円	335億円	+146億円
乖離額	▲2億円	▲2億円	—	136億円	136億円	—
激変緩和措置	▲76億円	▲76億円	—	▲115億円	▲115億円	—
調整額	—	※1 +130億円	+130億円	—	※2 +187億円	+187億円
自己資本利益率	2.65%	4.29%	1.64	3.41%	5.12%	1.71

※1 加入光ファイバ全体の金額。このうち、引込線区間を除く主端末回線区間の金額は、124億円

※2 加入光ファイバ全体の金額。このうち、引込線区間を除く主端末回線区間の金額は、179億円

■ 平成 28 年度～平成 30 年度接続料原価に算入する調整額

		28 年度接続料 (26 年度実績乖離額)		29 年度接続料 (27 年度予測乖離額)		30 年度接続料 (27 年度予測乖離額)	
		シングルスター 方式	シェアドアクセス 方式	シングルスター 方式	シェアドアクセス 方式	シングルスター 方式	シェアドアクセス 方式
NTT 東日本	乖離額	63 億円	76 億円	39 億円	48 億円	39 億円	48 億円
	1 芯当たり乖離額	319 円	286 円	192 円	174 円	184 円	166 円
	うち PCB 特別 損失影響額	12 円	9 円	—	—	—	—
NTT 西日本	乖離額	51 億円	79 億円	37 億円	56 億円	38 億円	56 億円
	1 芯当たり乖離額	364 円	324 円	260 円	231 円	257 円	229 円
	うち PCB 特別 損失影響額	10 円	7 円	—	—	—	—

(4) 接続料の算定

上記(1)から(3)までを踏まえ、シェアドアクセス方式及びシングルスター方式の接続料は、以下のとおり算定されている。

■ シェアドアクセス接続料 ※1、2

(タイプ1-1)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
NTT東日本				
1 芯当たり単価 ※3	2,389 円	2,300 円	2,202 円	2,036 円
光ファイバ(主回線部分)	2,061 円	2,004 円	1,911 円	1,749 円
FTM	105 円	73 円	69 円	67 円
施設設置負担加算料	148 円	148 円	147 円	145 円
局外スプリッタ ※4	75 円	75 円	75 円	75 円
調整額	+286 円	+174 円	+166 円	—
うち PCB 特別損失	+9 円	—	—	—
適用接続料	2,675 円	2,474 円	2,368 円	2,036 円
(括弧内は前年度からの増減率)	(▲8.7%)	(▲7.5%)	(▲4.3%)	(▲14.0%)
前年度からの増減額	▲254 円	▲201 円	▲106 円	▲332 円
NTT西日本				
1 芯当たり単価 ※3	2,355 円	2,311 円	2,226 円	2,044 円
光ファイバ(主回線部分)	2,071 円	2,067 円	1,988 円	1,813 円
FTM	93 円	53 円	47 円	42 円
施設設置負担加算料	131 円	131 円	131 円	129 円
局外スプリッタ ※4	60 円	60 円	60 円	60 円
調整額	+324 円	+231 円	+229 円	—
うち PCB 特別損失	+7 円	—	—	—
適用接続料	2,679 円	2,542 円	2,455 円	2,044 円
(括弧内は前年度からの増減率)	(▲9.1%)	(▲5.1%)	(▲3.4%)	(▲16.7%)
前年度からの増減額	▲268 円	▲137 円	▲87 円	▲411 円

※1 1 芯当たりの月額料金

※2 上記のほか、分岐端末回線ごとに回線管理運営費(東:57 円、西:66 円(平成 28 年度))が必要

※3 1 芯当たり単価には、乖離額及び災害特別損失を含まない。

※4 局外スプリッタは、実績原価方式で算定(平成 28 年度以降の数値は、平成 28 年度接続料)

■ シングルスター方式の接続料 ※1、2

(タイプ1-1)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
NTT東日本				
1 芯当たり単価 ※3	2,844 円	2,743 円	2,634 円	2,458 円
光ファイバ	2,556 円	2,487 円	2,382 円	2,208 円
FTM	105 円	73 円	69 円	67 円
施設設置負担加算料	183 円	183 円	183 円	183 円
調整額	+319 円	+192 円	+184 円	—
うち PCB 特別損失	+12 円	—	—	—
適用接続料	3,163 円	2,935 円	2,818 円	2,458 円
(括弧内は前年度からの増減率)	(▲3.9%)	(▲7.2%)	(▲4.0%)	(▲12.8%)
前年度からの増減額	▲129 円	▲228 円	▲117 円	▲360 円
NTT西日本				
1 芯当たり単価 ※3	2,938 円	2,882 円	2,787 円	2,595 円
光ファイバ	2,676 円	2,660 円	2,571 円	2,384 円
FTM	93 円	53 円	47 円	42 円
施設設置負担加算料	169 円	169 円	169 円	169 円
調整額	+364 円	+260 円	+257 円	—
うち PCB 特別損失	+10 円	—	—	—
適用接続料	3,302 円	3,142 円	3,044 円	2,595 円
(括弧内は前年度からの増減率)	(▲1.5%)	(▲4.8%)	(▲3.1%)	(▲14.7%)
前年度からの増減額	▲51 円	▲160 円	▲98 円	▲449 円

※1 1 芯当たりの月額料金

※2 上記のほかに、回線管理運営費(東:57 円、西:66 円(平成 28 年度))が必要

※3 1 芯当たり単価には、乖離額及び災害特別損失を含まない。

4. 平成 27 年度及び本件申請接続料の算定期間(平成 28 年度から平成 31 年度まで)において生じた調整額の扱い

(1) 概要

本件申請では、現行接続料の算定期間同様、平成 27 年度及び平成 28 年度から平成 31 年度までの各年度における調整額を、翌々年度以降の接続料原価に算入することを内容とする措置が盛り込まれている。

<調整するタイミング>

平成 27 年度以降、毎年度、接続料収支の実績値が判明する度に、速やかに調整を行う。具体的には、平成 27 年度分の接続料収支が平成 28 年度中に判明した場合、その都度速やか(平成 28 年度中)に、平成 27 年度分の差額を平成 29 年度接続料に反映させるための変更認可申請を行うこととなる。

※ 平成 27 年度の調整額は一部予測値であるため、接続料収支の実績値が出た後に、その差額を平成 29 年度接続料原価に算入することとなる。

※ 調整額を後年度の接続料原価に算入することにより、接続料の水準に急激な変動が生じるおそれがある場合には、調整額を複数年度の接続料原価に分けて算入することがある。

(2) 現行接続料規則における位置づけ

接続料規則第 12 条の2第1項においては、将来原価方式における調整額は0と規定されており、現行制度上、実績費用と実績収入の差額を接続料原価に算入することは、原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者である NTT 東日本・西日本が自らの経営情報、経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

本件申請においては、光信号端末回線伝送機能について、平成 27 年度及び平成 28 年度から平成 31 年度までの調整額を、翌々年度以降の接続料原価に算入することとしており、当該措置について、同令第3条ただし書の規定に基づく許可を求める申請が併せて行われている。

当該措置については、以下の要因により、正確な原価・需要の予測が困難であり、原価に照らして公正妥当な接続料とならないおそれがあることから、実績原価と実績収入の差額を補正するために行われるものである。

- ① 情通審答申の考え方 ※を踏まえ、NTT東日本・西日本が平成 31 年度までの各年度の接続料水準を示すために、複数年度の将来原価方式で算定していること
- ② 将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者の営業戦略等により変化すること
- ③ IP・ブロードバンド通信市場は、技術の変化や市場・競争環境の変化が激しいこと

※ 「接続事業者の予見性の確保の観点から、平成 28 年度接続約款の変更認可申請の際に、平成 28 年度から平成 31 年度までの4年間の将来原価方式により申請することで、平成 31 年度の主端末回線接続料が 2,000 円程度という見込に向けた各年度の具体的な接続料水準を示すことが適当」

【参考】光ファイバケーブルの耐用年数の見直し

1 経緯

(1) NTT東日本・西日本による耐用年数の見直し(平成 20 年度)

NTT東日本・西日本は、平成 20 年度に、それまで採用していた法定耐用年数(10 年)から、撤去法に基づき推計した経済的耐用年数(架空 15 年、地下 21 年)に見直しを行った。

委員限り

その上で具体的な耐用年数の推計を行ったものであるが、NTT東日本・西日本が本格的に光ファイバケーブルに投資を始めたのは平成 13 年以降であり、一定の設備量が維持されている状況ではなく、耐用年数を推計するための実績データが十分ではなかったことから、耐用年数を一意に定めることが可能な増減法を用いることができず、撤去法による推計が行われた。

委員限り

推計に当たっては、7つの確率分布関数^{*}から推計値を算出した上で、その平均値を算出し、架空 15.3 年、地下 21.4 年との結果が得られた。これにより、NTT東日本・西日本は、平成 20 年度以降、架空は 15 年、地下は 21 年を経済的耐用年数として減価償却費を算定している。

※ 指数関数、ゴンペルツ関数、ロジスティック曲線、正規分布、指数分布、ワイブル分布及び対数正規分布

(2) 情報通信審議会答申における提言(平成 27 年度)

「長期増分費用モデル研究会」において平成 28 年度以降の接続料算定モデルの検討の一環として耐用年数の再推計(ゴンペルツ関数及びワイブル分布の平均値)が行われた結果、「架空 17.6 年、地下 23.7 年とすることが適当」(平成 27 年1月 同研究会報告書)とされた。これを受け、接続事業者から、「架空 17.6 年、地下 23.7 年」を用いることが適当との意見が提出されたこと等を踏まえ、情通審答申において、「NTT東西においては、…平成 28 年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、…架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いる方向で検討することが適当」とされた。

2 NTT東日本・西日本による検討

NTT東日本・西日本は、平成 27 年9月から平成 28 年4月にかけて、(1)NTTグループにおける平成 26 年度末の光ファイバケーブルの固定資産データを用いた撤去法による推計結果の検討、(2)日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 81 号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」を踏まえた検討を実施した。NTT東日本・西日本は、以下の検討結果を踏まえ、現行の経済的耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないと判断した。ただし、今後、実態との乖離が認められれば見直しを行うとの考えである。

(1) 光ファイバケーブルの固定資産データを用いた撤去法による推計結果の検討

推計に当たっては、一定の設備量が維持されている状況ではなく、耐用年数を推計するための実績データが十分ではないことから、耐用年数を一意に定めることが可能な増減法

を用いることができず、撤去法により7つの確率分布関数から推計値を算出した。

NTT東日本・西日本としては、7つの確率分布関数により算出した耐用年数の推計結果は、架空ケーブルが長いもので20年(対数正規分布)、短いもので13年(指数分布)、地下ケーブルが長いもので32年(対数正規分布)、短いもので19年(指数関数)であり、現行の経済的耐用年数はその範囲内に収まっていることから、必ずしも見直しが必要な状況には至っていないと判断した。

(2) 日本公認会計士協会 実務指針「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」を踏まえた検討

観点	NTT東西の検討結果
① 材質・構造・用途・使用上の環境	平成20年度以降、材質・構造・用途・使用上の環境において特段の変更がないことから、見直しが必要な状況には至っていない。
② 技術の革新	平成20年度以降、以下の信頼性向上に係る技術開発はあるものの、導入が3%程度と限定的であること、導入後の期間が短いことから、現時点では耐用年数に与える影響はほとんどないことから、見直しが必要な状況には至っていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・クマゼミ耐性ドロップ(平成21年導入) ・細経SZ燃りドロップ光ファイバ(平成25年度導入)
③ 経済事情の変化による陳腐化の危険の程度	平成20年度以降、FTTHサービスを代替するサービスの利用が拡大しているものの、FTTHサービスの需要も純増を続けており、陳腐化の危険の程度に変化が生じているとは認められないことから、見直しが必要な状況には至っていない。

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	変更事項なし
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	変更事項なし
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号））	適	他事業者が接続の請求等を行う場合における、必要な情報の開示を受ける手続が適正かつ明確に定められていると認められる。ただし、他事業者が接続の請求等を行う場合における情報の開示に係る標準的期間については、別記 1 のとおり。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号））	—	変更事項なし
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号））	—	変更事項なし
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2	—	変更事項なし

項第 4 号))		
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号))	—	変更事項なし
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号))	—	変更事項なし
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号))	—	変更事項なし
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号))	—	変更事項なし
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号))	—	変更事項なし
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号))	適	他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号))	—	変更事項なし
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	適	接続料は、接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし、公正妥当なものと認められる。なお、将来原価方式における平成 26 年度及び平成 27 年度の調整額の扱い、将来原価方式における平成 27 年度及び本件申請接続料の算定期間(平成 28 年度から平成 31 年度まで)の調整額の扱い並びに PCB 廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱いについては、それぞれ別記 2～4 のとおり。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	適	本件申請において、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。

18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))

適

本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別記)

1. 他事業者が接続の請求等を行う場合における、情報の開示に係る標準的期間について

今回申請のあった接続約款第99条の6第3項については、施行規則第23条の4第2項第1号口の規定に基づき、情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間が適正かつ明確に定められることが必要であるが、一度に行われる申込数により、作業に要する日数が大きく変わるものであり、実績がない現時点においては、標準的期間を設定できないことから、請求から開示までの標準的期間が設けられていない。

この点、施行規則第23条の4第2項第1号口の規定は、合理的な理由により標準的期間が設定できない場合についてまで、標準的期間の設定を求めているものではないと解される。

このため、今般の接続協定の変更申請に当たっては、標準的期間を設けられないことにつき合理的な理由があると認められることから、施行規則の同規定に適合しているものとして認可することが適当である。

他方、一定期間の運用を行った場合には、標準的な同時申込件数が把握され、請求から開示までの標準的期間も算定することが可能となることから、今回接続協定に追加された手続の接続約款上の規定については、一定の利用実績が発生した場合、できるだけ早期に、情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間を適正かつ明確に定めるため、接続約款の変更申請を行うことを要請することが適当である。

2. 将来原価方式における平成26年度及び平成27年度の調整額の扱い

接続料規則第12条の2第1項においては、将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額は0と規定されており、実績収入と実績原価の差額を、後年度の接続料原価に算入することは原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東日本・西日本が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は、予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

本件申請においては、光信号端末回線伝送機能について、平成26年度の調整額を平成28年度の接続料原価に、平成27年度の調整額を平成29年度及び平成30年度の接続料原価に算入することとしており、当該措置について、同令第3条ただし書の規定に基づく許可を求める申請が併せて行われている。

当該措置については、平成26年4月に、平成26年度から平成28年度までの加入光ファイバに係る接続料が認可された際、平成26年度以降の各年度における調整額を、翌々年度以降の接続料

原価に算入することについて、既に同条ただし書の規定に基づく許可がなされていることを鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

3. 将来原価方式における平成 27 年度及び本件申請接続料の算定期間（平成 28 年度から平成 31 年度まで）の調整額の扱い

接続料規則第 12 条の2第1項では、将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額は0と規定されており、実績収入と実績原価の差額を、後年度の接続料原価に算入することは原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東日本・西日本が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は、予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

本件申請においては、光信号端末回線伝送機能について、平成27年度から平成31年度までの調整額を、翌々年度以降の接続料原価に算入することとしており、当該措置について、同令第3条ただし書の規定に基づく許可を求める申請が併せて行われている。

当該措置については、以下の要因により、正確な原価・需要の予測が困難であり、原価に照らして公正妥当な接続料とならないおそれがあることから、実績原価と実績収入の差額を補正する仕組みが必要であることを鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

- ① 情通審答申の考え方 ※を踏まえ、NTT東日本・西日本が平成 31 年度までの各年度の接続料水準を示すために、複数年度の将来原価方式で算定していること
- ② 将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者の営業戦略等により変化すること
- ③ IP・ブロードバンド通信市場は、技術の変化や市場・競争環境の変化が激しいこと

※「接続事業者の予見性の確保の観点から、平成 28 年度接続約款の変更認可申請の際に、平成 28 年度から平成 31 年度までの4年間の将来原価方式により申請することで、平成 31 年度の主端末回線接続料が 2,000 円程度という見込に向けた各年度の具体的な接続料水準を示すことが適当」

4. PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い

特別損失は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されないものである。接続料規則においては、接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用を接続料原価とすることが定められているため、特別損失を接続料原価に含めることは原則として認められていない。

一方、本件申請では、PCB廃棄物の処理単価見直しに伴う特別損失として計上された環境対策引当金繰入額のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を接続料原価に算入する措置

がとられており、当該措置について、接続料規則第3条ただし書の規定に基づく許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

当該措置については、①NTT東日本・西日本から示された特別損失の内訳資料により、接続料原価に算入された特別損失が第一種指定電気通信設備に係るものであると認められること、②当該特別損失は、PCBが含まれた照明器具用の安定器等のうち通信ビル等に設置されたものを適切に廃棄するために要する費用であり、第一種指定電気通信設備の管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去等）に必要な費用と認められること、③その費用の算定が適切に行われていること等に鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。